



# 令和4年度 労働安全衛生大会

令和4年 10月7日(金)



公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会

# 目 次

|                                                       |           |
|-------------------------------------------------------|-----------|
| 次 第                                                   | ．．．．． 1   |
| 労働安全衛生標語 入選者                                          | ．．．．． 2   |
| 労働災害・無災害企業 会員                                         | ．．．．． 3   |
| ヒヤリ・ハット活動報告 入選者                                       | ．．．．． 4   |
| ヒヤリ・ハット活動報告 入選作                                       | ．．．．． 5   |
| 講 演                                                   | ．．．．． 1 8 |
| 「ビルメンテナンス業における安全配慮義務と企業のリスク対策」<br>安西法律事務所 弁護士 宮島 朝子 様 |           |
| 大会宣言                                                  | ．．．．． 3 2 |
| -----                                                 |           |
| 参考資料 ①                                                | ．．．．． 3 4 |
| (公社)全国ビルメンテナンス協会<br>令和4年度 各都道府県安全大会用資料                |           |
| 参考資料 ②                                                | ．．．．． 4 9 |
| 厚生労働省 令和3年 労働災害発生状況                                   |           |

# 令和4年度 労働安全衛生大会

令和 4 年 10 月 7 日 (金)

**14:00 ~ 16:00**

ビルメンテナンス会館 2階 (3階映像視聴)

## 次第

- |     |                                  |              |          |
|-----|----------------------------------|--------------|----------|
| (1) | 開会のあいさつ                          | 会 長          | 佐々木 浩二   |
| (2) | 労働安全衛生標語入選者表彰                    |              |          |
| (3) | 労働災害・無災害企業会員表彰                   |              |          |
| (4) | ヒヤリ・ハット活動報告入選者表彰                 |              |          |
| (5) | 来賓挨拶                             |              |          |
|     | 東京労働局                            | 労働基準部安全課長    | 小嶋 三喜雄 様 |
|     | 中央労働災害防止協会                       | 専務理事         | 渡延 忠 様   |
| (6) | 講演「ビルメンテナンス業における安全配慮義務と企業のリスク対策」 |              |          |
|     | 安西法律事務所                          | 弁護士          | 宮島 朝子 様  |
| (7) | 大会宣言                             | 労務管理委員会 担当理事 | 森井 博子    |
| (8) | 閉会のことば                           | 副会長          | 梶山 龍誠    |

# 令和 4 年度

## 労働安全衛生標語 入選者

| 賞      | 標 語                                           | 会 社 名<br>氏 名                  |
|--------|-----------------------------------------------|-------------------------------|
| 金<br>賞 | 小さな躓き みんなで共有 防ごう！ 防げる！ 大きな災害                  | 横河東亜工業(株)<br>竹谷 光平            |
| 銀<br>賞 | ささいな事でも 報・連・相 事故無く元気で明るい職場                    | 新東産業(株)<br>小林 友記              |
| 銀<br>賞 | おかしいな？ 思った時はひと呼吸 止める勇気で防ぐ事故                   | (株)オリバー<br>仁科 りみ              |
| 銅<br>賞 | 異常があったらすぐ中断 危険があったらすぐ対策 すぐ行動でゼロ災害             | 東京ガスファシリティサービス(株)<br>岩上 輝臣    |
| 銅<br>賞 | 事故の芽を 摘むのはあなたの気づきの目 安全意識で防げ労災                 | 栄和建物管理(株)<br>菅野 善寿            |
| 銅<br>賞 | これくらい ゆるむ心に ひそむ事故 初心に返って安全確認                  | 東武ビルマネジメント(株)<br>星 由樹子        |
| 佳<br>作 | 安全は一人ひとりが責任者 報連相・改善重ねてゼロ災害                    | 三井物産フォーサイト(株)<br>井馬 太郎        |
| 佳<br>作 | 安全は人に頼るな まかせるな 安全確認 自分から                      | A L S O Kファシリティーズ(株)<br>鎌田 立巳 |
| 佳<br>作 | 見直そう 気配り 目くばり 身だしなみ チームワークを大切に<br>正しい手順と確かな動作 | 大星ビルメンテナンス(株)<br>斎藤 恵子        |
| 佳<br>作 | かくれた危険 見る目 気づく目 予知する目 あなたを守る 小さな習慣            | 大栄管理(株)<br>福田 浄枝              |

(各賞 氏名 五十音順・敬称略)

# 令和4年度 労働災害・無災害企業 会員

| 賞        | 会 社 名             |
|----------|-------------------|
| 15 年間無災害 | 上野ビルサービス株式会社      |
| 7 年間無災害  | 株式会社坂本商会          |
| 5 年間無災害  | 技建開発株式会社          |
| 5 年間無災害  | サンブリヂビルテクノ株式会社    |
| 5 年間無災害  | 東京コニックス株式会社       |
| 3 年間無災害  | 朝日管理株式会社          |
| 3 年間無災害  | トーションファシリティーズ株式会社 |
| 3 年間無災害  | 株式会社ニック           |

(各賞 会社名 五十音順)

# 令和 4 年度 ヒヤリ・ハット活動報告 入選者

| No. | 会 社 名              | 氏 名            |
|-----|--------------------|----------------|
| 1   | 株式会社M G ファシリティーズ   | 福山 隆治          |
| 2   | 株式会社小田急ビルサービス      | 武内 朋和          |
| 3   | 株式会社ジャレック          | 水瀧 真           |
| 4   | 綜通アメニティサービス株式会社    | 大月 哲二          |
| 5   | 千代田装備株式会社          | 片田 茂           |
| 6   | 東京海上日動ファシリティーズ株式会社 | 森原 光太郎         |
| 7   | 東武ビルマネジメント株式会社     | 関 里菜           |
| 8   | 日本管財株式会社           | 小松 幹夫          |
| 9   | 日本クリーン株式会社         | 工藤 誠           |
| 10  | 株式会社ビケンテクノ         | 永井 均           |
| 11  | 株式会社芙蓉商会           | 小金井 直行         |
| 12  | 三井物産フォーサイト株式会社     | 中村 玲翔<br>伊藤 錦也 |

（会社名 五十音順・敬称略）

# ヒヤリ・ハット活動報告 入選作

|        |                |             |       |
|--------|----------------|-------------|-------|
| 会社名    | 株式会社MGファシリティーズ | 氏名<br>(敬称略) | 福山 隆治 |
| 活動のテーマ | 如何に安全に楽に屋上に昇るか |             |       |

## 1. ヒヤリ・ハットの状況

殆どの建物が共用廊下最上階天井に取り付けられた点検ハッチと壁上部にある気持ちだけのタラップです。担当者は毎回アルミ脚立を担いで上がっています。また点検口は人がやっと入れる大きさで、鉄蓋も重い上に錆びで開けにくく、鉄蓋開閉時に転落の恐れがあります。

## 2. ヒヤリ・ハットの再発を防ぐためにどのような改善（対応策）をしましたか？

大規模改修の提案に於きまして、その工事のついでとはなりますが、屋上点検ハッチ取替え、タラップの増設を計上しています。屋上防水改修の場合、資材搬入搬出、作業員昇降用に足場を組みますが、それが出来ない時は防水工事に先立ってタラップの増設とハッチの取替えをします。当該工事の職人さんや建物管理担当者には感謝されております。これらを思い立って7年ほどで、実績としては10件やりました。



# ヒヤリ・ハット活動報告 入選作

|        |               |             |       |
|--------|---------------|-------------|-------|
| 会社名    | 株式会社小田急ビルサービス | 氏名<br>(敬称略) | 武内 朋和 |
| 活動のテーマ | 高所操作の作業改善     |             |       |

## 1. ヒヤリ・ハットの状況

自家発電機の運転停止時に、高所に設置されたバルブの開閉操作を行う必要がある。  
作業は脚立を使用しバルブ操作時に体勢が不安定となり、バランスを崩して転落の恐れを感じた。

## 2. ヒヤリ・ハットの再発を防ぐためにどのような改善（対応策）をしましたか？

脚立を使用せず、バルブ操作ができるように操作用具を製作し作業改善を図った。  
脚立を使用しないことで、転落の危険が排除でき安全性が格段に向上した。



# ヒヤリ・ハット活動報告 入選作

|                                                                                     |              |             |      |
|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------------|------|
| 会社名                                                                                 | 株式会社ジャレック    | 氏名<br>(敬称略) | 水瀨 真 |
| 活動のテーマ                                                                              | 屋外通路のすべり止め対策 |             |      |
| 1. ヒヤリ・ハットの状況                                                                       |              |             |      |
| 屋外駐輪場への通路に縞鋼板があり、雨の日に自転車が滑りそうになる。                                                   |              |             |      |
| 2. ヒヤリ・ハットの再発を防ぐためにどのような改善（対応策）をしましたか？                                              |              |             |      |
| 縞鋼板に滑り止め塗料を塗り、雨天時でも滑りづらくした。                                                         |              |             |      |
|  |              |             |      |

# ヒヤリ・ハット活動報告 入選作

|        |                       |             |       |
|--------|-----------------------|-------------|-------|
| 会社名    | 綜通アメニティサービス株式会社       | 氏名<br>(敬称略) | 大月 哲二 |
| 活動のテーマ | 駐車場「満車」掲示作業の安全化（転落防止） |             |       |

## 1. ヒヤリ・ハットの状況

### 【高さのある植え込みに上り降りする作業の危険性】

当社が管理している駐車場では、満車になる都度、出庫口側の植え込み（石垣の高さ約 60 cm）内に設置している看板に、「満車」を示すマグネット式の表示板を、スタッフが石垣に上り降りをして手作業で貼り付けている。しかし、特に植込みから降りる際には、足を踏み外し気味で危うい着地となったり、また背中側から歩いてきた通行人や自転車等に接触しそうになったりすることが時折発生していた。（写真左側）

## 2. ヒヤリ・ハットの再発を防ぐためにどのような改善（対応策）をしましたか？

### 【改善内容と効果】

当社の顧客である駐車場オーナー様に対し、当該作業の危険性（ヒヤリ・ハットの発生）を丁寧に説明し、ご理解を頂戴した上で、双方で代替案を検討。結果として「満車／空車」の表示用の電気機器を導入し、表示切替の際植え込みに上り降りする作業を廃止できた。（写真右側）

尚、これまでも同駐車場については主に建物内の段差の解消による安全確保をオーナーに働きかけ、段階的に改善を果たしてきた。本件は建物の外における安全確保に目を向けた訳であるが、永年の当社からの提案の積み上げをオーナーからは高く評価されており、オーナー負担での機器導入に至った。

改善前（駐車場入口横の看板）



改善後



# ヒヤリ・ハット活動報告 入選作

|        |              |             |      |
|--------|--------------|-------------|------|
| 会社名    | 千代田装備株式会社    | 氏名<br>(敬称略) | 片田 茂 |
| 活動のテーマ | トイレ床清掃時の転倒防止 |             |      |

## 1. ヒヤリ・ハットの状況

床の定期時に男子トイレを行っていて入室禁止と看板を立てておいたが入室をされてしまった。  
大変滑る状態につきテナントさんがケガをしてしまう危険がある。

## 2. ヒヤリ・ハットの再発を防ぐためにどのような改善（対応策）をしましたか？

出入口の扉にテープを貼り付け、入室できないようにした。



【対策前】 誤って入室される危険があった



【対策後】 出入口をテープでふさいだ

# ヒヤリ・ハット活動報告 入選作

|        |                                  |             |        |
|--------|----------------------------------|-------------|--------|
| 会社名    | 東京海上日動ファシリティーズ株式会社               | 氏名<br>(敬称略) | 森原 光太郎 |
| 活動のテーマ | 大型ダストカートの段差及び溝の上を通過する際の、転倒リスク軽減案 |             |        |

## 1. ヒヤリ・ハットの状況

ELV 乗り入れの際に他の利用者が居ない場合は押して入るが  
ゴミ回収等で使用している大型のダストカートがエレベーターの溝や段差でつまずき  
転倒することが見受けられるので改善出来ないかと考えた。

溝にハマる  
もしくは引っかかり  
転倒する恐れがある



## 2. ヒヤリ・ハットの再発を防ぐためにどのような改善（対応策）をしましたか？

転倒及びつまづく原因は溝に差し掛かる際の車輪の入射角と車輪の構造にあると着目した。  
ラフスケッチを起こし、既成タイヤよりも溝の抵抗を受けにくいボールタイプを採用して  
廃棄予定カートを使用して試作品を作成した。

### ① 用いたキャスター

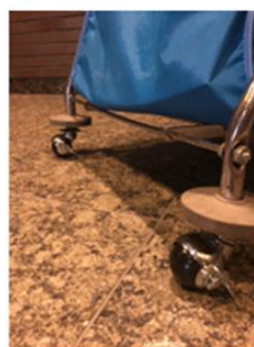
（4箇所使用した時、荷重80kgが推奨）  
耐荷重制限によりゴミ回収用と過程した



### ② ラフ画



### ③ 試作モデル



ゴミ回収用カートに設置してみて30kgの荷重で溝を越えてみる

※平台車が使用出来ない状況で、本や冊子を回収した際を想定し、30kgとした



※ELV カゴ内より撮影

- ・ ボールの直径が溝の幅を越えない限り  
耐荷重量に関係なくスムーズに移動出来る
- ・ また段差の飛越もしやすく、ストッパーも  
付いている為、外周清掃時での使用も  
用途としてであると判断出来る  
主に男性より好評を頂けた。
- ・ 溝に対して平行に進行するより、1点を突き出して  
進行すると抵抗はより生まれづらくなるので  
転倒リスクは減る
- ・ 大型カートに採用し、ゴミ回収用で運用している  
（4箇所使用した時、耐荷重80kgが推奨）  
荷重制限によりゴミ回収用が適任と判断した

|        |       |
|--------|-------|
| 押しやすさ  | ★★★★☆ |
| 小回りの利き | ★★★★☆ |
| 安全面    | ★★★★☆ |

※既成タイヤ車輪を全て★3と想定

※スタッフ8名に実際に試して頂き、基づいた個人の感覚によるもの

# ヒヤリ・ハット活動報告入選作

|        |                    |             |      |
|--------|--------------------|-------------|------|
| 会社名    | 東武ビルマネジメント株式会社     | 氏名<br>(敬称略) | 関 里菜 |
| 活動のテーマ | ホテル客室整備での危険箇所マップ作成 |             |      |

## 1. ヒヤリ・ハットの状況

当事業部の今年度目標として、最低でも一人1件以上のヒヤリ・ハット活動報告の提出を求められているなか、他の職場から提出された労災・非労災事案のヒヤリ・ハットの内容を鑑みて、自分の職場で似たような案件や危険箇所を図面に落とし込むことで、誰もが危険箇所を認識でき、安全に業務を遂行できると考えました。そこで月に1回開催している職場安全衛生会議にて提案し、皆で危険箇所を出し合って以下のように危険箇所マップを作成しました。

## 2. ヒヤリ・ハットの再発を防ぐためにどのような改善（対応策）をしましたか？

職場安全衛生会議にて検討した結果、下記の通り全体図・および客室内の危険箇所が判明したので、危険箇所マップを作成して朝礼時等で全従業員に周知・注意喚起しました。

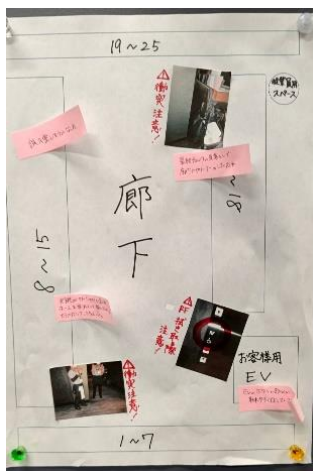


図1 危険箇所マップ（全体）

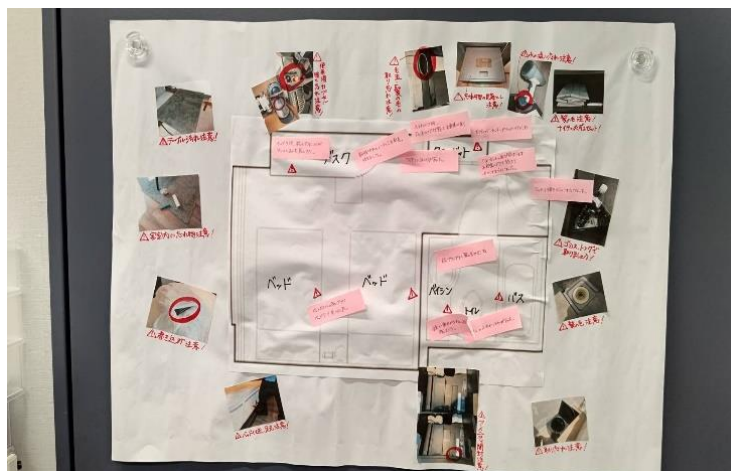


図2 危険箇所マップ（客室内）

# ヒヤリ・ハット活動報告 入選作

|        |            |             |       |
|--------|------------|-------------|-------|
| 会社名    | 日本管財株式会社   | 氏名<br>(敬称略) | 小松 幹夫 |
| 活動のテーマ | 設備の適切な運用管理 |             |       |

## 1. ヒヤリ・ハットの状況

外構設置の設備の“抜け止めコンセント”が壊れたままになっており、火災、漏電の危険があった。原因として、電源プラグがロックされている状態で無理に引き抜いたことによる損壊と分かった。

## 2. ヒヤリ・ハットの再発を防ぐためにどのような改善（対応策）をしましたか？

“抜け止めコンセント”の真上に、注意喚起の掲示を行い使用する従業員全員に仕様上のレクチャーを実施した。

抜け止めコンセントを用いたことの有る者も含まれていたが、知っていても雑に扱うことで事故は発生するため、全員に周知徹底を促した。

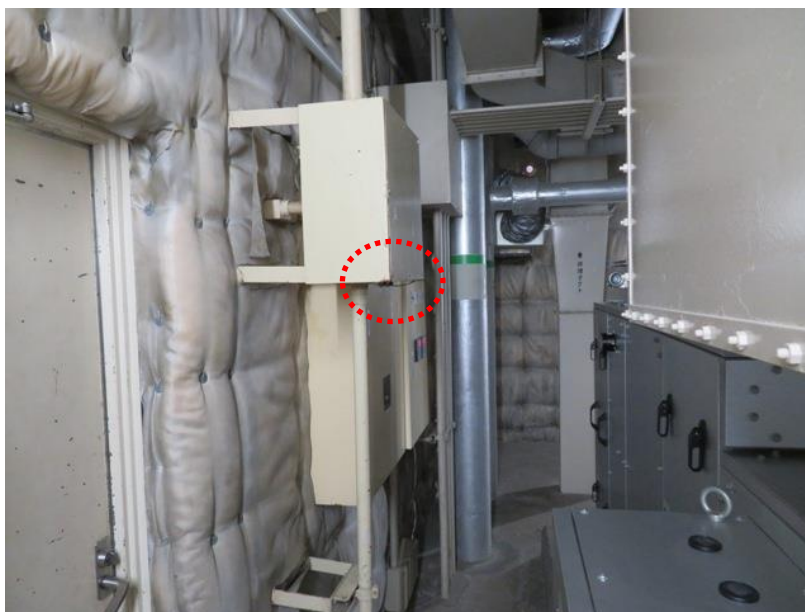


# ヒヤリ・ハット活動報告 入選作

|        |                      |             |      |
|--------|----------------------|-------------|------|
| 会社名    | 日本クリーン株式会社           | 氏名<br>(敬称略) | 工藤 誠 |
| 活動のテーマ | 空調機械室内プルボックスでの怪我防止対策 |             |      |

## 1. ヒヤリ・ハットの状況

空調機械室にあるプルボックスが額の高さにあり、角の部分に頭をぶつけて怪我しそうになった。



## 2. ヒヤリ・ハットの再発を防ぐためにどのような改善（対応策）をしましたか？

プルボックスの両角にウレタンクッションを取付け、額にぶつけても怪我をしないように対策した。



ウレタンクッション取付後のプルボックス



ウレタンクッション取付後の全景

# ヒヤリ・ハット活動報告 入選作

|        |                  |             |      |
|--------|------------------|-------------|------|
| 会社名    | 株式会社ビケンテクノ       | 氏名<br>(敬称略) | 永井 均 |
| 活動のテーマ | ポンプ点検はスイッチを切ってから |             |      |

## 1. ヒヤリ・ハットの状況

非常用発電機の修理・点検の際に、水冷式エンジンの冷却水ポンプの固着が発生しました（設置後 30 年経過）。修理業者から定期的にポンプの主軸を手で回して固着状況を確認するよう指摘があり、これを実施することとしました（ポンプの更新まで）。

非常用発電機



冷却水ポンプ



## 2. ヒヤリ・ハットの再発を防ぐためにどのような改善（対応策）をしましたか？

業者の指導は手動による確認手順のみでしたが、確認中にポンプが作動した場合は明らかに危険と感じました（冷却水槽が低水位を感知すると自動的に作動する等）。

このため同確認作業に当たって、万が一に備え、ポンプSWを「停止」にすることを申し合わせ、点検票にチェック項目を追加し、ポンプSWに注意文を張り付けました。



## 冷却水水槽・発電機設備 点検票

2022年 月 日 曜日

天候：  
気温：℃  
室温：℃

| 確認 | 確認 | 担当 |
|----|----|----|
|    |    |    |

### 冷却水ポンプ自動発停確認

### 実施チェック

1. 冷却水ポンプのスイッチを「停止」とし、冷却水ポンプ固着傾向の有無を確認
2. 冷却水ポンプのスイッチを「自動」に戻し、冷却水タンク給水用バルブが「開」を確認
3. 冷却水タンク排水用バルブを開く
4. 冷却水ポンプの低水位自動始動を確認し、冷却水タンク排水用バルブを閉じる

有 無

# ヒヤリ・ハット活動報告 入選作

|        |          |             |        |
|--------|----------|-------------|--------|
| 会社名    | 株式会社芙蓉商会 | 氏名<br>(敬称略) | 小金井 直行 |
| 活動のテーマ | 足元注意     |             |        |

## 1. ヒヤリ・ハットの状況

ビル清掃時に、移動時に使用するエレベーター籠内に養生マットを敷いたところお客様がエレベーターに入る際にマットの角がめくれてしまい、つまずきそうになった。

## 2. ヒヤリ・ハットの再発を防ぐためにどのような改善（対応策）をしましたか？

エレベーター前に看板を設置して注意喚起を促しました。  
養生マットをテープで固定してめくれないようにしました。



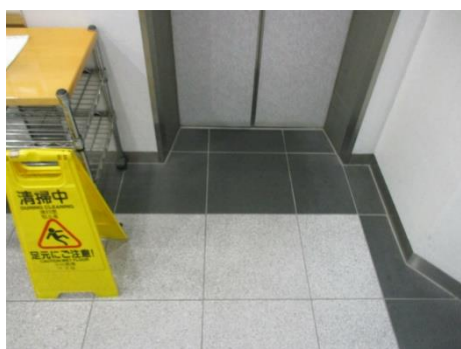
以前

マットの角がめくれてしまう。



現行

テープで固定しました。



ELV 前に看板を設置して注意喚起を促しました。

# ヒヤリ・ハット活動報告 入選作

|                                                                                           |                       |             |             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-------------|-------------|
| 会社名                                                                                       | 三井物産フォーサイト株式会社        | 氏名<br>(敬称略) | 中村 玲翔・伊藤 錦也 |
| 活動のテーマ                                                                                    | マンホール蓋の盛り上がり箇所のつまずき対策 |             |             |
| 1. ヒヤリ・ハットの状況                                                                             |                       |             |             |
| プラント内での点検時にマンホール蓋部分が盛り上がっている箇所で躓き転倒しそうになった。                                               |                       |             |             |
| 2. ヒヤリ・ハットの再発を防ぐためにどのような改善（対応策）をしましたか？                                                    |                       |             |             |
| <p>該当箇所周辺にトラテープを貼り、視覚による注意喚起を促し災害を未然に防止する。</p> <div data-bbox="159 801 1428 1290"> </div> |                       |             |             |

講演

ビルメンテナンス業における  
安全配慮義務と企業のリスク対策

安西法律事務所

弁護士 宮島 朝子 様

# ビルメンテナンス業における安全配慮義務と企業のリスク対策

安西法律事務所  
弁護士 宮島 朝子

## 第1 安全配慮義務とは

### 1 判例の蓄積

#### (1) 従前の使用者（事業主）に対する損害賠償請求

##### ① 不法行為責任（使用者責任：民法715条）

行為者 → 故意または過失による権利・利益侵害行為

使用者 → 行為者による不法行為が事業の執行について行われたものである場合、使用者も損害賠償義務を負う。

消滅時効 → 3年

##### ② 債務不履行責任（民法415条）

契約に基づく債務を前提として、当該債務を履行しないことにより生じた損害を賠償する。

消滅時効 → 10年

#### (2) 「安全配慮義務」の現れ

##### ① 自衛隊八戸工場事件

（最高裁昭和50年2月25日判例・判時767号11頁）

「国は、公務員に対し、国が公務遂行のために設置すべき場所、施設若しくは器具等の設置管理又は公務員が国若しくは上司の指示のもとに遂行する公務の管理にあたって、公務員の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務（以下、「安全配慮義務」という。）を負っているものと解すべきである」

##### ② 川義事件

（最高裁昭和59年4月10日判決・労判429号12頁）

「労働者が労務提供のために設置する場所、設備若しくは器具等を使用し又は使用者の指示のもとに労務を提供する過程において、労働者の生命及び身体等を危険から保護するように配慮する義務」

## 2 立法化

労働契約法 5 条（平成 20 年 3 月 1 日施行）

「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」

## 3 安全配慮義務の内容

### （1）事案によって異なる

「使用者の右の安全配慮義務の具体的内容は、労働者の職種、労務内容、労務提供場所等安全配慮義務が問題となる当該具体的状況等によって異なるべきものであることはいうまでもない」（前記川義事件より）

### （2）誰が特定すべきか

安全配慮義務の内容は、労働者側が特定し、使用者による義務違反の事実を主張立証しなければならない。

#### 航空自衛隊芦屋分遣隊事件

（最高裁昭和 56 年 2 月 16 日・民集 35 卷 1 号 56 頁）

「国が国家公務員に対して負担する安全配慮義務に違反し、右公務員の生命、健康等を侵害し、同人に損害を与えたことを理由として損害賠償を請求する訴訟において、右義務の内容を特定し、かつ、義務違反に該当する事実を主張・立証する責任は、国の義務違反を主張する原告にある、と解するのが相当である。」

### （3）安衛法上の措置義務

労働安全衛生法や労働安全衛生規則等で定められている措置義務の内容が参照される。

例：高所作業について

#### 労働安全衛生規則 518 条

1 項 事業者は、高さが二メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 項 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

上記518条2項の措置を講じなかった事業主に安全配慮義務違反を認めた裁判例として、日本総合住生活ほか事件（東京高裁平成30年4月26日判決・労判1206号46頁）。

「本件事故当時、造園業界において、二丁掛けの安全帯が一般的ではなかったとしても、一丁掛けの安全帯では、安全帯を別の枝に掛け替える際には、三点支持により労働者が自ら落下を防ぐしかない状態が生じ、安衛則518条2項が予定している『労働者の危険を防止するための措置』が何ら講ぜられていない状態が発生することになるから、違法であることが明らか（中略）被控訴人Yは、本件事故当時、（中略）、現場代理人、主任技術者、安全衛生責任者及び雇用管理責任者として、従業員である控訴人X1に対し、作業方法等について指示をする立場にあったにもかかわらず、使用する安全帯は一丁掛けのものでも完全確保は十分であるとの誤った認識の下に漫然とその使用を指導していたにとどまり、二丁掛けの安全帯を提供し、その使用方法を指導し、本件作業の際にこれを使用させようとしなかった点において、被控訴人には安全配慮義務違反があったといわざるを得ない。」

#### 4 安全配慮義務違反の適用範囲

前掲最高裁①②では、「安全配慮義務は、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般的に認められるべきものである」と判示しており、安全配慮義務が認められる場合は雇用関係にある場合に限らない。

##### （1）取締役個人も安全配慮義務を負うとした例

###### 庄や事件

（京都地裁平成22年5月25日判決・労判1011号35頁）

「取締役は、会社に対する善管注意義務として、会社の使用者としての立場から労働者の安全に配慮すべき義務を負い、それを懈怠して労働者に損害を与えた場合には同条項の責任を負うと解するのが相当」として、取締役らの責任も認めた。

##### （2）元請企業の下請企業・孫請企業の従業員に対する安全配慮義務

###### 三菱重工神戸造船所事件

（大阪高裁昭和63年11月28日判決・労判532号49頁）

「下請企業と元請企業が、いわゆる社外工として、下請企業を通じ

て元請企業の指定した場所に配置され、元請企業の供給する設備、器具等を用いて又は元請企業の指示のもとに労務の提供を行う場合には、「直接の雇用契約関係にはないが、元請企業と下請企業との請負契約及び下請企業と下請労働者との雇用契約を媒介として間接的に成立した法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入ったものと解することができ」「元請企業は、下請労働者が当該労務を提供する過程において、前記安全配慮義務を負うに至るものと解するのが相当である」とした。

#### ビルメンテナンス業務についての裁判例

(東京地裁令和元年9月26日判決)

区立中学校の体育館ドレン廻り等清掃作業に従事していた従業員が作業中に転落して死亡した事案について、従業員の所属していた会社(下請会社)に清掃業務を委託していたビルメンテナンス会社の安全配慮義務違反が問われた裁判例。

従業員に対して、清掃業務の実施計画、日程調整、作業手順の説明や注意事項等具体的な指示命令を行っていたのは、その雇用主のみであり、委託していたビルメンテナンス会社の担当者が本件清掃業務の現場を何度か訪れたことがあったものの、それは下請会社が実際に本件清掃業務を履行しているか否かを確認するためであったにすぎず、自ら清掃作業に加わったり、下請け会社の従業員に対して具体的な指示、命令を行っていたことは認められないとして、ビルメンテナンス会社は安全配慮義務を負わないとした。

### (3) 派遣先企業の派遣労働者に対する安全配慮義務

#### アテスト事件

(東京地裁平成17年3月31日判決・労判894号21頁)

派遣先企業(実際は業務請負の形をとっていたが、その実態は派遣と認定された)及び派遣元企業の双方が、労働者に対して安全配慮義務を負うと判示した。

### (4) 長期出張先企業の出張元企業の従業員に対する安全配慮義務

#### デンソー(トヨタ自動車)事件

(名古屋地裁平成20年10月30日判決・労判978号16頁)

長期出張先の業務に起因してうつ病を発症・悪化させたことについて、出張先企業とともに出張元企業についても安全配慮義務を認めた。

## 第2 安全配慮義務違反による損害賠償請求

### 1 安全配慮義務違反に基づく損害賠償責任が認められる要件

#### ① 安全配慮義務違反

結果（労災事故や過労死等）について、予見可能性及び結果回避可能性があること。

#### ② 相当因果関係

安全配慮義務違反と損害の間に相当因果関係があること。

### 2 労災事故について

#### （1）工事現場の階段から滑り落ちて負傷した事案

##### JFE エンジニアリングほか事件

（横浜地裁平成22年6月29日判決・労経速2097号22頁）

従業員が工事現場の階段から滑り落ちて負傷した事故について、事業主の安全配慮義務違反が問われた。

原告（従業員）は、被告ら（事業主や元請企業等）が安全配慮義務を負う前提として、本件事故発生の原因に関し、本件階段が、

〈1〉急傾斜であった

〈2〉段差が高かった

〈3〉踏面の幅が狭かった

〈4〉踏面に滑止めがなかった

〈5〉階段自体が未完成のため最下段と床面が大きく乖離していた

〈6〉本件工事現場及び本件階段付近が埃、泥、建設作業による汚れやゴミ等で滑りやすい状態であった旨主張。

これに対して、裁判所は以下のように述べて安全配慮義務違反を否定した。

本件事故原因〈1〉ないし〈3〉について、本件階段の下から1段目以降の階段の幅、蹴上及び踏面は、いずれも労安衛法23条に基づく労働安全衛生規則540条1項の「安全な通路」としての階段の具体的な要件と解される建築基準法上の安全基準（幅75センチメートル以上、蹴上22センチメートル以下、踏面21センチメートル以上。同法36条、同法施行令23条1項4号）を満たすものであったと認められることに加え、本件階段の勾配が約38.6度であり、本件階段の両側には鉄パイプ製の手すりが設置されていたことを併せ考えれば、原告が足を滑らせたことを主張する本件階段の下から3段目又は4段目の階段は、安全面において何ら欠陥がなかったと認めるのが相当。

本件事故原因〈4〉は、本件階段の踏面には縁の部分まで縞鋼板が

使用され、階段自体に滑止めが施されていたから、本件階段の踏面に滑止めがなかったとはいえず、そもそもその前提を欠く。

本件事故原因〈5〉も、本件階段の最下段と床面が大きく乖離していたという事実は認められず、その前提を欠く。

本件事故原因〈6〉も、毎週金曜日の13時から30分間、本件階段を含む本件工事現場全体について一斉清掃が行われていたこと等から、本件事故当時、本件工事現場及び本件階段付近に金属片やゴミ等が散乱していたとは認め難い。また、本件事故当時、本件階段が液体や油で濡れるということはなかったこと、本件事故日以前の本件工事現場付近の天候は良く、雨によって本件工事現場及び本件階段付近が濡れていたとも認められないこと等からすれば、本件階段付近が前記金属片等以外の要因によって滑りやすい状態にあったと認めることもできない。したがって、その前提を欠く。

## (2) 階段から転落して負傷した事案

### 本田技研工業事件

(東京地裁平成6年12月20日判決・労判671号62頁)

自動車工場において、従業員が18リットルの石鹼水入りのブリキ缶を運ぶ途中に階段から転落して傷害を負った事故について、事業主の安全配慮義務違反が問われた。

裁判所は以下のように述べて安全配慮義務違反を否定した。

本件階段は、勾配42度、高さ3.6メートルのものであり、その勾配は一般に用いられている36.8度に比してやや急ではあるが、日本家屋の階段の傾斜角度の84パーセント以上が45度以上であることに比し、緩傾斜であること、踏み面に施されたすべりどめの措置、手すりの構造や過去において階段事故がなかったことに照らすと、勾配や高さといった本件階段の構造上は、特に欠陥のあるものということができない。また、階段の照度は、その中間で78ルクスであって、暗いものということもできない。

原告は、本件階段に石鹼水が付着して滑りやすくなっていたと主張するが、前認定のとおり、本件階段の踏み面や手すりについては、日頃から滑りやすいとの訴えはなく、事故当日も滑りやすいことはなかったものであり、右主張は認められない。そうすると、被告において、踏み面の格子縞模様やその端のレール状の滑り止め以外に滑り止め材を張りつける等の措置を採る必要はなかったものということができる。

なお、原告が本件階段落下後、対面にある鉄製の壁に衝突したかどうか

かについては、原告の前示供述以外に証拠はなく、これに反する前示各証拠もあって、直ちには認め難いところではあるが、仮にそのような事実があったとしても、階段下と対面の鉄の壁との間には1.2メートルの距離があり、通常の階段の使用において狭いものということができず、構造上の欠陥があるものとは認め難く、被告には、階段を落下する者がいることを予想して、階段の対面側の壁面に緩衝材を張りつける等の措置を講じるべき法律上の義務はないというべきである。

次に、原告は、本件缶は18キログラム以上ある重量物である上に、一週間に一度の非定常的業務であることから、これを階段で運搬することは身体のバランスを崩しやすく、他の重量物運搬に熟練した作業員に本件缶を運ばせたり、昇降器を用いる等して、原告にこれを運ばせるべきではなかったと主張する。しかし、本件缶は重さが19.1キログラムであって、石油用18リットル入りポリ容器に石油を満杯に入れた重量と大差がなく、この程度の重量及び容量のものならば、通常の主婦でも階段を運搬することができるものあり、特に重いものとは言えないことから、本件階段を上って本件缶を原告に運搬させること自体は、安全配慮義務に違反するということができない。原告は本件事故に遭うまでの約半年間何らの問題もなくこの業務を行ってきたのであるから、非定常的業務であるからといって、特に危険が増すものということができない。また、原告は、事故当日、安全靴の底が特に滑りやすいと感じたことはなかったのであって、同靴には石鹼が付着していたと認めるのは困難であるし、原告は、休憩時間後に本件缶を運搬したのであるから、石鹼水で濡れた軍手を用いたものとは認め難く、さらに、手すりが滑りやすいと感じていなかったのであるから、原告が軍手や安全靴を着用して本件缶を持って階段を昇降することが危険であると認めることも困難である。

さらに、本件事故当時原告には特にあせりや油断はなく、疲労感から集中力が鈍ったということもなかったのであるから、休憩時間とコンベア稼働の間の時間帯に本件缶を運搬させたことをもって、被告に安全配慮義務の違反があるということができない。

その他、被告は、原告に対し定期的に安全教育を施してきたのであり、被告は原告に対する安全配慮義務を履行してきたものというべきである。

### 3 過労死について

#### (1) 過労死とは

##### 過労死等防止対策推進法

第2条 この法律において「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。

- ① 業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
- ② 業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- ③ 死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害

#### (2) 脳血管疾患・心臓疾患

令和2年8月21日改正基発0821第3号「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」

##### 【対象疾病】

|         |                                          |
|---------|------------------------------------------|
| 脳血管疾患   | 脳内出血（脳出血）<br>くも膜下出血<br>脳梗塞<br>高血圧性脳症     |
| 虚血性心疾患等 | 心筋梗塞<br>狭心症<br>心停止（心臓性突然死を含む）<br>解離性大動脈瘤 |

##### 【認定要件】

以下のいずれかによる業務による明らかな過重負荷を受けたことにより発症した脳・心臓疾患は業務上の疾病として取り扱われる。

|          |                                           |
|----------|-------------------------------------------|
| 長期間の過重業務 | 発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したこと。 |
|----------|-------------------------------------------|

|          |                                                                                                                                                    |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | <p>例えば、</p> <p>①発症前1～6ヶ月平均で月45時間以内の時間外労働は、発症との関連性は弱い</p> <p>②月45時間を超えて長くなるほど、関連性は強まる</p> <p>③発症前1ヶ月間に100時間又は2～6ヶ月平均で月80時間を超える時間外労働は、発症との関連性は強い</p> |
| 短期間の過重業務 | 発症に近接した時期において特に過重な業務に就労したこと                                                                                                                        |
| 異常な出来事   | 発症直前から前日までの間において、派生状態を時間的及び場所的に明確にし得る異常な出来事に遭遇したこと                                                                                                 |

### (3) 精神障害

令和2年8月21日基発0821第4号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」

#### 【対象疾病】

国際疾病分類第10回修正版（「ICD-10」）第V章「精神および行動の障害」に分類される精神障害。うつ病や急性ストレス反応など。

#### 【認定要件】

認定基準の対象となる精神障害の発症前おおむね6ヶ月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること。

「業務による強い心理的負荷」は、①特別な出来事がある場合か、②特別な出来事がない場合は、発症前おおむね6ヶ月間の出来事について、心理的負荷の強度を「強」「中」「弱」と評価する。「強」があれば「業務による強い心理的負荷」が認められ、「中」＋「中」で「強」と評価される場合もある。

①特別な出来事とは、生死にかかわる、極度の苦痛を伴う、または永久労働不能となる後遺障害を残す業務上の病気やケガをした、等。

②特別な出来事がない場合の出来事としては、例えば、

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 会社で起きた事故、事件について責任を問われた | → 中 |
| 業務に関連し、違法行為を強要された      | → 中 |
| 顧客や取引先から無理な注文やクレームを受けた | → 中 |

|                        |       |
|------------------------|-------|
| 発病直前の2ヶ月間連続して1月あたりおおむね |       |
| 120時間以上の時間外労働          | → 強   |
| 1ヶ月に80時間以上の時間外労働を行った   | → 中   |
| 退職を強要された               | → 強   |
| 配置転換となった               | → 中   |
| パワハラ、セクハラを受けた          | → 中・強 |

#### 4 賠償責任が認められた場合の損害

##### (1) 積極損害

治療費、葬儀費用、弁護士費用等

##### (2) 休業損害

発症前の収入を基礎として休業したことによる現実の収入源

##### (3) 逸失利益（後遺症、死亡）

###### ① 後遺症がある場合

- ・ 後遺障害等級の認定を受ける（1級～14級）
- ・ 等級に応じて労働能力の低下の程度が決まる
- ・ 病状固定時から67才までを労働能力喪失期間とする
- ・ 発症前の収入を基礎とし、中間利息を控除する
- ・ 発症前の収入が賃金センサスの平均賃金を下回っている場合、将来平均賃金程度の収入を得られる見込みがあれば、平均賃金を基礎収入とすることができる。

例) 収入500万円の30歳の男性が14級の障害を負った場合

$$\begin{aligned}
 &500万 \times 5\% \text{ (労働能力喪失率)} \\
 &\quad \times 16.7113 \text{ (37年のライプニッツ係数)} \\
 &= 417万7825円
 \end{aligned}$$

例) 収入500万円の30歳の男性が2級の障害を負った場合

$$\begin{aligned}
 &500万 \times 100\% \text{ (労働能力喪失率)} \\
 &\quad \times 16.7113 \text{ (37年のライプニッツ係数)} \\
 &= 8355万7650円
 \end{aligned}$$

② 死亡の場合

- ・ 生活費控除率（生活費として費消する分を勘案）
- ・ 67才までを労働能力喪失期間とする
- ・ 亡くなる前（発症前）の収入を基礎とし、中間利息を控除する

例）収入500万円の30歳の男性（独身）が亡くなった場合

$$\begin{aligned} & 500万 \times (1 - 50\% \text{ (生活費控除率)}) \\ & \times 16.7113 \text{ (37年のライフニッツ係数)} \\ & = 4177万8250円 \end{aligned}$$

(4) 慰謝料（傷害、後遺症、死亡）

① 傷害慰謝料

入通院の日数により金額が決まる。

例）入院1か月 53万円

通院1か月 28万円

入院1か月・通院3か月 115万円

② 後遺症慰謝料

後遺障害等級に応じて金額が決まる。

例）障害等級1級 2800万円

14級 110万円

③ 死亡慰謝料

一家の支柱の場合、2800万円が目安とされている。

近親者に固有の慰謝料が認められることもある。

※康生産業事件（鹿児島地裁平成22年2月16日判決）

長時間残業の過労で倒れ、寝たきりになったとして、ファミリーレストランの支配人だった従業員と両親が店を経営する会社に損害賠償などを求めた。地裁は1億8700万円の賠償と未払い残業代約730万円の支払を命じた。その後2億4000万円で和解成立（遅延損害金等も加算された）

### 第3 安全配慮義務違反と企業の責任

#### 1 民事上の責任

損害賠償責任

#### 2 刑事上の責任

##### (1) 刑法 業務上過失致死傷罪

211条 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁固または100万円以下の罰金に処する。

##### (2) 労働安全衛生法

措置義務に対する罰則がある。例えば、

20条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- ① 機械、器具その他の設備による危険
- ② 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- ③ 電気、熱その他のエネルギーによる危険

119条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- ① 第14条、第20条から第25条まで…

122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第106条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

##### (3) 労働基準法

長時間労働（36協定違反）について罰則がある。

32条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について40時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について8時間を超えて、労働させてはならない。

36条 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところにより

これを行政官庁に届け出た場合においては、第32条（中略）にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

- 6 使用者は、第一項の協定で定めるところによって労働時間を延長して労働させ、又は休日において労働させる場合であっても、次の各号に掲げる時間について、当該各号に定める要件を満たすものとしなければならない。

（略）

- 119条 次の各号のいずれかに該当する者は、6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

① （略）第32条、（略）36条6項…

- 121条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。

#### 電通事件

平成28年12月に社員が自殺した点について、法人と社員の直属の上司、支社の幹部3人を労働基準法違反の疑いで書類送検した。法人は罰金50万円、上司らは不起訴となった。

#### 最近の送検事案

都内の2店舗において、従業員2名に対し、法定労働時間である1日8時間又は1週40時間を超えた時間外労働について、労働基準法第36条に基づく時間外労働に関する協定で定める限度時間を超える違法な時間外労働を行わせていた事案（それぞれ月90時間前後の時間外労働を行わせていたもの）。

- 3 行政上の責任  
営業停止等

- 4 社会的な責任  
行政による公表  
SNSでの拡散  
レピュテーションリスク

以上

# 令和 4 年度 労働安全衛生大会 大会宣言

私たちビルメンテナンス業においては、全産業の中でも「転倒」災害が非常に多く、「墜落・転落」による死亡災害の発生も依然として予断を許さない状況にあります。また、「新型コロナウイルス感染症」との共存も未だ続いています。

これら労働災害を撲滅するため、安全衛生関係法令を遵守し、より一層の安全衛生管理に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症の防止対策では、これまで同様に「3密の回避」、「手洗い・うがいの励行」、「マスクの着用」などを徹底します。

東京ビルメンテナンス協会が創立 60 周年を迎えた本年は、また、「労働安全衛生法」の施行から 50 年、さらに、第 13 次東京労働局労働災害防止計画の最終年度の年に当たります。

この節目に、改めて東京労働局のご指導の下、中央労働災害防止協会をはじめ各団体の皆様のご協力を賜り、これまで以上に労働災害の防止に努め、一人ひとりが「安全に」また「安心して」働くことができる職場環境の確立を目指して行動することを、ここに宣言します。

令和 4 年 10 月 7 日

公益社団法人東京ビルメンテナンス協会

会 長 佐々木 浩二

# 参 考 資 料

令和 4 年度労働安全衛生大会 配布資料

## 1 ビルメンテナンス業界における労働災害及び労災保険収支率の現状と推移

表 1 ビルメンテナンス業における労働者数及び労災保険新規受給者数の推移

(単位：人、%)

| 区 分              |      | 平成 27 年   | 平成 28 年   | 平成 29 年   | 平成 30 年   | 令和元年      | 令和 2 年    |
|------------------|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 全<br>国           | 労働者数 | 1,098,967 | 1,118,929 | 1,130,729 | 1,137,151 | 1,155,577 | 1,172,769 |
|                  | 新規受給 | 10,040    | 10,242    | 10,832    | 11,831    | 12,222    | 17,192    |
|                  | 割 合  | 0.91      | 0.92      | 0.96      | 1.04      | 1.06      | 1.05      |
| 東<br>京<br>地<br>区 | 労働者数 | 344,408   | 360,928   | 356,887   | 362,289   | 378,566   | 376,699   |
|                  | 新規受給 | 2,276     | 2,338     | 2,530     | 2,710     | 2,784     | 2,546     |
|                  | 割 合  | 0.66      | 0.65      | 0.71      | 0.75      | 0.74      | 0.68      |

表 2 事故の型別死傷者数(死亡及び休業 4 日以上)

(令和 2 年)

| 区分      | 転倒    | 墜落<br>転落 | 動作<br>の反<br>動 | 挟ま<br>れ巻<br>き込<br>まれ | 激<br>突 | 飛来<br>落下 | 切れ<br>こす<br>れ | 激突<br>され | 崩壊<br>倒壊 | 交通<br>事故 | その<br>他 | 合計    |
|---------|-------|----------|---------------|----------------------|--------|----------|---------------|----------|----------|----------|---------|-------|
| 人       | 1,585 | 632      | 403           | 133                  | 214    | 63       | 74            | 58       | 20       | 68       | 90      | 3,399 |
| 構成<br>% | 46.6  | 18.6     | 11.9          | 3.9                  | 6.3    | 1.9      | 2.2           | 1.7      | 0.6      | 2.0      | 2.7     | 100.0 |

表 3 起因物別死傷者数(休業 4 日以上)

(令和 2 年)

| 区 分 | 動力<br>機械 | 物上げ<br>運 搬<br>機 械 | その他<br>の装置 | 仮設物<br>建築物<br>構築物 | 物質<br>材料 | 荷   | 環境  | その他  | 合計    |
|-----|----------|-------------------|------------|-------------------|----------|-----|-----|------|-------|
| 人   | 45       | 126               | 723        | 1,824             | 75       | 107 | 142 | 357  | 3,399 |
| 構成% | 1.3      | 3.7               | 21.3       | 53.7              | 2.2      | 3.1 | 4.2 | 10.5 | 100.0 |

表 4 年齢階級別死傷者数(休業 4 日以上)

(令和 2 年)

| 区 分 | 19 歳以下 | 20～29 歳 | 30～39 歳 | 40～49 歳 | 50～59 歳 | 60 才以上 | 合 計   |
|-----|--------|---------|---------|---------|---------|--------|-------|
| 人   | 20     | 128     | 183     | 317     | 594     | 2,157  | 3,399 |
| 構成% | 0.6    | 3.8     | 5.4     | 9.3     | 17.5    | 63.5   | 100.0 |

表 5 事業場規模別死傷者数

(令和 2 年)

| 区 分 | 1～9 人 | 10～29 人 | 30～49 人 | 50～99 人 | 100～299 人 | 300 人以上 | 合 計   |
|-----|-------|---------|---------|---------|-----------|---------|-------|
| 人   | 382   | 570     | 389     | 433     | 803       | 822     | 3,399 |
| 構成% | 11.2  | 16.8    | 11.4    | 12.7    | 23.6      | 24.2    | 100.0 |

表 6 労災保険収支率の年度別推移

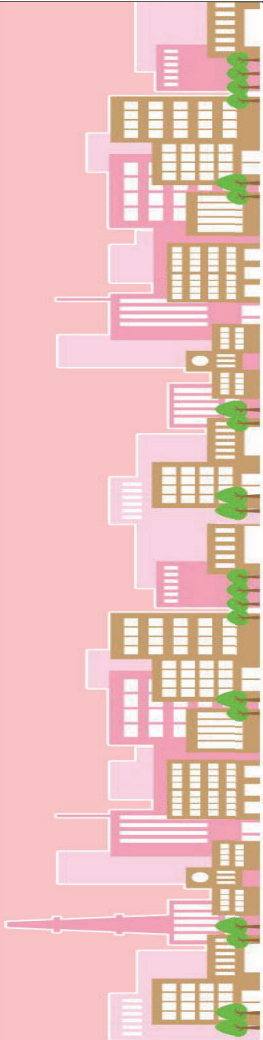
(年度：%)

| 区 分  | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年  | 令和 2 年 |
|------|---------|---------|---------|---------|-------|--------|
| 全国合計 | 116.8   | 114.4   | 112.9   | 119.3   | 124.2 | 119.5  |
| 東京地区 | 65.7    | 61.7    | 62.7    | 64.0    | 71.6  | 70.3   |
| 保険率  | 5.5     | 5.5     | 5.5     | 5.5     | 5.5   | 5.5    |

表 7 労災保険収納率の年度別推移

(年度：%)

| 区 分  | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 | 令和 2 年 |
|------|---------|---------|---------|---------|------|--------|
| 全国合計 | 97.2    | 97.6    | 97.9    | 98.2    | 98.2 | 98.0   |
| 東京地区 | 98.4    | 98.6    | 98.7    | 98.8    | 98.8 | 98.4   |



# 2021年 労働災害発生システム集計報告

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会

## 2021年 労働災害発生システム集計報告

本集計報告は、毎月会員企業様よりご報告いただいております労働災害発生システム報告書の2021年分を取り纏めたものです。

また、労働災害防止対策に役立てることを目的に集計・分析し、収支改善対策における基礎資料の一つとしてご活用していただきたい、と考えています。引き続き労働災害撲滅の活動に努めて頂きますようお願い申し上げます。

### 目次

|     |                                     |        |
|-----|-------------------------------------|--------|
| 図1  | 厚生労働省公表労災件数（休業4日以上）・全協労働システム報告件数 推移 | …4     |
| 図2  | 報告書回収・労災発生状況                        | …4     |
| 図3  | 協会別＜年間＞会員数・報告書回収数・労災発生件数            | …5     |
| 図4  | 協会別＜月平均＞会員数・報告書回収数・労災発生件数           | …6     |
| 図5  | 協会別＜月間＞報告書回収率・労災発生率                 | …7     |
| 図6  | 事故の型別 月別                            | …9     |
| 図7  | 事故の型別 割合                            | …9     |
| 図8  | 事故の型別 協会別                           | …10,11 |
| 図9  | 年齢階級別死傷者数 月別                        | …13    |
| 図10 | 年齢階級別死傷者数 割合                        | …13    |
| 図11 | 年齢階級別死傷者数 協会別年間累計                   | …14    |
| 図12 | 発生時間常別発生件数 月別                       | …16    |
| 図13 | 発生時間常別発生件数 割合                       | …16    |
| 図14 | 発生時間常別発生件数 協会別年間累計                  | …17    |
| 図15 | 休業日数 月別                             | …19    |
| 図16 | 休業日数 割合                             | …19    |
| 図17 | 休業日数 協会別年間累計                        | …20    |

別紙：2021年重篤災害事例

※年間集計は2021年1月～12月集計

※会員数は、毎月の労働システム報告書に記載された会員数

※北海道は準会員を含む

※報告書回収率＝報告書回収数／会員数

※労災発生率＝労災発生件数／報告書回収数

# 1 全協労働災害発生システム 労災報告回収状況について

- 図1 厚生労働省公表労働災害件数（休業4日以上）・全協労働災害発生システム報告件数 推移 ……4
- 図2 報告書回収・労災発生状況 ……4
- 図3 協会別＜年間＞会員数・報告書回収数・労災発生件数 ……5
- 図4 協会別＜月平均＞会員数・報告書回収数・労災発生件数 ……6
- 図5 協会別＜月間＞報告書回収率・労災発生率 ……7

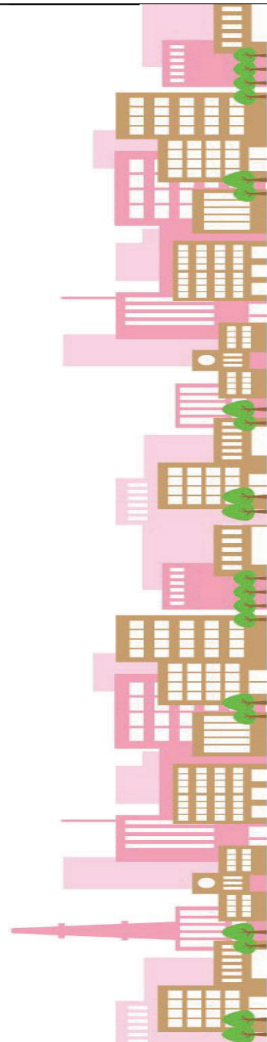


図1の労働災害発生件数(休業4日以上)は、厚生労働省と全協労働システムを比べると、2020年で2,468件の差があります。この差は、次のことが考えられます。一つ目は、労災システムの回収率は60.6%（図2）であり、回収率100%の数字ではないこと、二つ目は、会員企業の労災発生報告であるため非会員企業の労災発生件数を当協会でも把握出来ないことです。労働災害防止には会員企業の回収率を上げ毎月労働災害発生に関する意識を高めることと、会員企業、非会員企業が同じように取組む必要があります。なお、以下の図表等は、毎月ご報告いただいた件数の集計結果です。ご査収ならびにご活用方、宜しくお願い申し上げます。

図1 厚生労働省公表労働災害件数（休業4日以上）・全協労働災害発生システム報告件数 推移（年間）

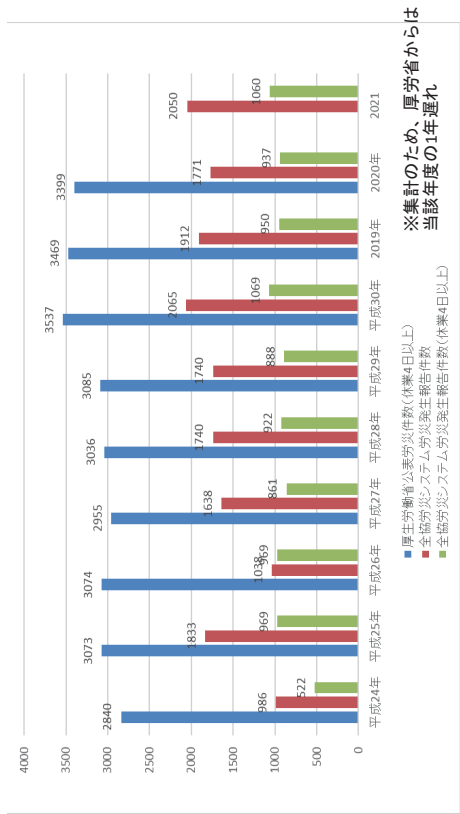


図2 労働災害発生システム報告集計 2021年（2021年1月～12月）  
報告書回収・労災発生状況

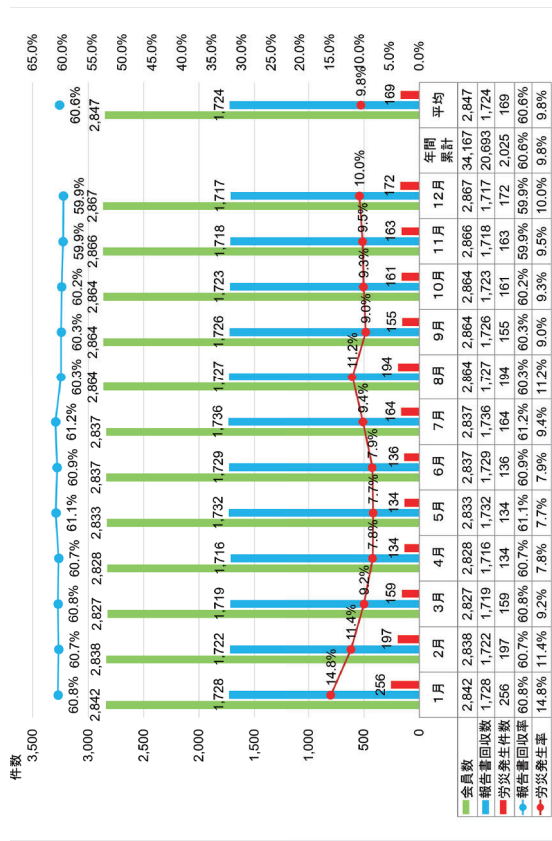


図3は、2021年1月～12月までの報告書回収数の累計と災害発生件数の合計です。従いまして会員数は12ヶ月累計の数字となっております。会員数と報告書回収数が同数の場合が回収率100%となり、中国地区と九州地区の全ての県協会は会員数と報告書回収数が同じ数です。回収率がほぼ100%となります。

図3 協会別＜年間＞ 会員数・報告書回収数・労災発生件数

| 都道府県     | 年間会員数  | 年間報告書<br>回収数 | 年間労災<br>発生件数 |
|----------|--------|--------------|--------------|
| 北海道      | 2622   | 2453         | 256          |
| 青森県      | 216    | 190          | 35           |
| 宮城県      | 531    | 531          | 106          |
| 岩手県      | 312    | 310          | 63           |
| 福島県      | 288    | 288          | 31           |
| 山形県      | 180    | 180          | 16           |
| 秋田県      | 300    | 300          | 32           |
| 東京都      | 6118   | 108          | 12           |
| 神奈川県     | 1864   | 234          | 74           |
| 新潟県      | 396    | 396          | 84           |
| 長野県      | 228    | 228          | 16           |
| 埼玉県      | 891    | 891          | 2            |
| 山梨県      | 96     | 91           | 3            |
| 茨城県      | 797    | 53           | 3            |
| 栃木県      | 491    | 90           | 4            |
| 千葉県      | 1286   | 816          | 63           |
| 群馬県      | 360    | 295          | 18           |
| 静岡県      | 622    | 622          | 55           |
| 愛知県      | 1535   | 1509         | 177          |
| 富山県      | 388    | 388          | 39           |
| 石川県      | 420    | 413          | 38           |
| 福井県      | 336    | 336          | 34           |
| 岐阜県      | 471    | 471          | 0            |
| 三重県      | 320    | 203          | 12           |
| 京都府      | 709    | 152          | 12           |
| 大阪府      | 2806   | 508          | 63           |
| 兵庫県      | 963    | 385          | 31           |
| 滋賀県      | 357    | 297          | 22           |
| 奈良県      | 204    | 24           | 15           |
| 和歌山県     | 120    | 120          | 0            |
| 鳥取県      | 276    | 276          | 15           |
| 島根県      | 240    | 240          | 17           |
| 岡山県      | 531    | 531          | 27           |
| 広島県      | 804    | 804          | 82           |
| 山口県      | 303    | 304          | 40           |
| 香川県      | 254    | 254          | 8            |
| 愛媛県      | 444    | 444          | 0            |
| 徳島県      | 247    | 247          | 25           |
| 高知県      | 130    | 0            | 0            |
| 福岡県      | 1725   | 1725         | 281          |
| 長崎県      | 386    | 386          | 27           |
| 熊本県      | 404    | 404          | 32           |
| 大分県      | 528    | 528          | 12           |
| 宮崎県      | 353    | 353          | 35           |
| 鹿児島県     | 583    | 583          | 31           |
| 佐賀県      | 324    | 324          | 14           |
| 沖縄県      | 408    | 408          | 63           |
| 計        | 34,167 | 20,693       | 2,025        |
| 1協会当たり平均 | 727.0  | 440.3        | 43.1         |

図4は、前頁の図3の年間累計数を12で割り、一ヶ月平均で表したものです。

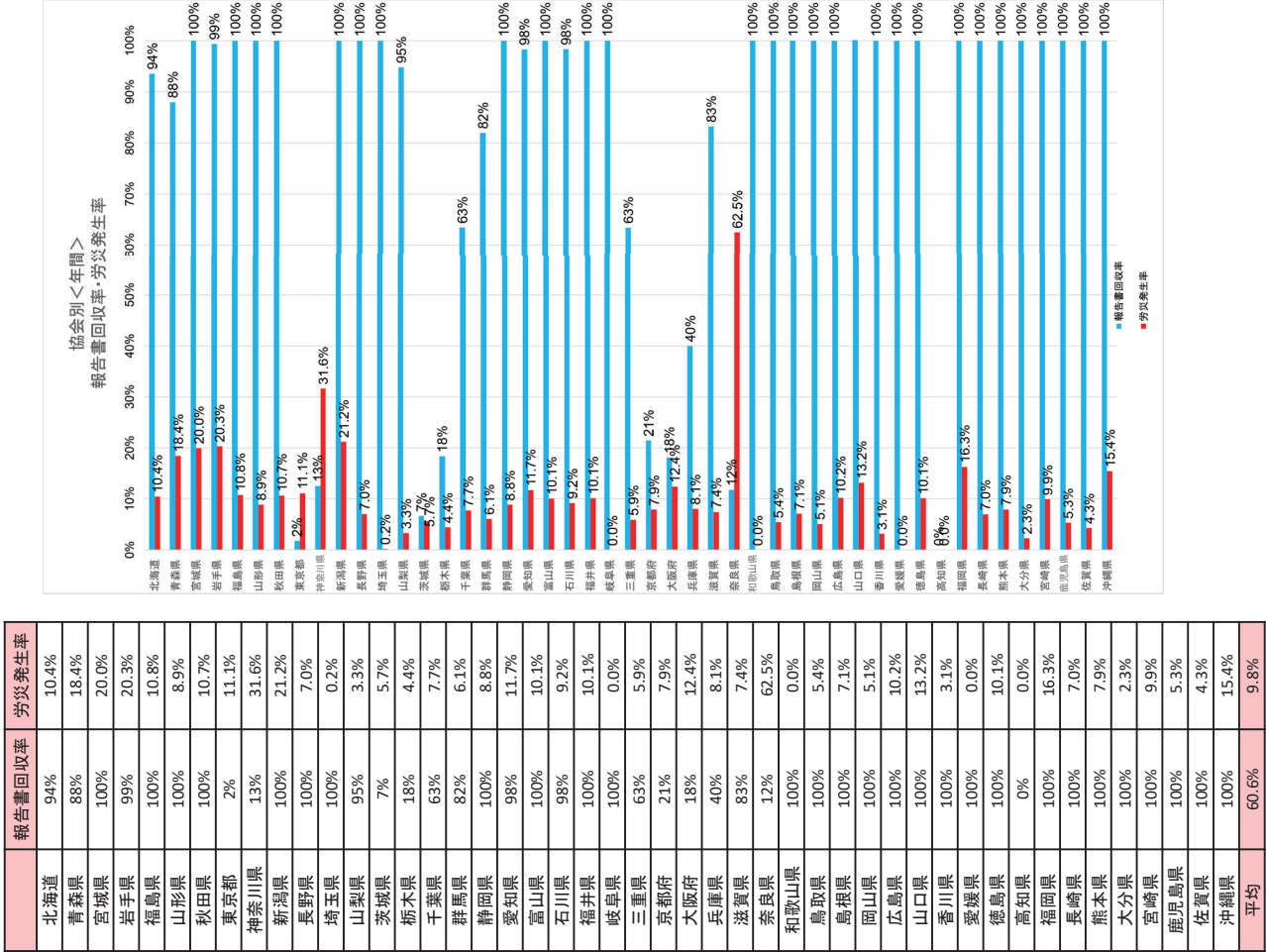
図4 協会別＜月平均＞ 会員数・報告書回収数・労災発生件数

| 都道府県     | 月平均会員数 | 月平均報告書<br>回収数 | 月平均労災<br>発生件数 |
|----------|--------|---------------|---------------|
| 北海道      | 219    | 204           | 21.3          |
| 青森県      | 18     | 16            | 2.9           |
| 宮城県      | 44     | 44            | 8.8           |
| 岩手県      | 26     | 26            | 5.3           |
| 福島県      | 24     | 24            | 2.6           |
| 山形県      | 15     | 15            | 1.3           |
| 秋田県      | 25     | 25            | 2.7           |
| 東京都      | 510    | 9             | 1.0           |
| 神奈川県     | 155    | 20            | 6.2           |
| 新潟県      | 33     | 33            | 7.0           |
| 長野県      | 19     | 19            | 1.3           |
| 埼玉県      | 74     | 74            | 0.2           |
| 山梨県      | 8      | 8             | 0.3           |
| 茨城県      | 66     | 4             | 0.3           |
| 栃木県      | 41     | 8             | 0.3           |
| 千葉県      | 107    | 68            | 5.3           |
| 群馬県      | 30     | 25            | 1.5           |
| 静岡県      | 52     | 52            | 4.6           |
| 愛知県      | 128    | 126           | 14.8          |
| 富山県      | 32     | 32            | 3.3           |
| 石川県      | 35     | 34            | 3.2           |
| 福井県      | 28     | 28            | 2.8           |
| 岐阜県      | 39     | 39            | 0.0           |
| 三重県      | 27     | 17            | 1.0           |
| 京都府      | 59     | 13            | 1.0           |
| 大阪府      | 234    | 42            | 5.3           |
| 兵庫県      | 80     | 32            | 2.6           |
| 滋賀県      | 30     | 25            | 1.8           |
| 奈良県      | 17     | 2             | 1.3           |
| 和歌山県     | 10     | 10            | 0.0           |
| 鳥取県      | 23     | 23            | 1.3           |
| 島根県      | 20     | 20            | 1.4           |
| 岡山県      | 44     | 44            | 2.3           |
| 広島県      | 67     | 67            | 6.8           |
| 山口県      | 25     | 25            | 3.3           |
| 香川県      | 21     | 21            | 0.7           |
| 愛媛県      | 37     | 37            | 0.0           |
| 徳島県      | 21     | 21            | 2.1           |
| 高知県      | 11     | 0             | 0.0           |
| 福岡県      | 144    | 144           | 23.4          |
| 長崎県      | 32     | 32            | 2.3           |
| 熊本県      | 34     | 34            | 2.7           |
| 大分県      | 44     | 44            | 2.7           |
| 宮崎県      | 29     | 29            | 2.9           |
| 鹿児島県     | 49     | 49            | 2.6           |
| 佐賀県      | 27     | 27            | 1.2           |
| 沖縄県      | 34     | 34            | 5.3           |
| 計        | 2,847  | 1,724         | 169           |
| 1協会当たり平均 | 60.6   | 36.7          | 3.6           |

■ 月平均会員数  
■ 月平均報告書回収数  
■ 月平均労災発生件数

図5は、2頁の図3の年間報告書回収率、年間労災発生件数をそれぞれ率(%)で表したものです。回収率100%の中国地区と、九州地区以外にも、北海道地区、東北地区、中部北陸地区では90%~100%の協会も多数あります。

図 5 協会別<年間> 報告書回収率・労災発生率



## 2 全協労働災害発生システム ～事故の型別～

図6 事故の型別 月別  
図7 事故の型別 割合  
図8 事故の型別 協会別

…9  
…9  
…10,11

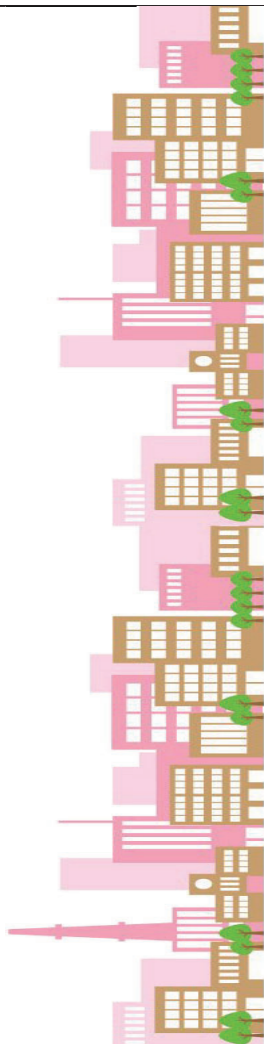


図6、図7、図8は、事故の型別です。発生件数は1,287が多く占めています。また、では転倒が最も多く発生し、労働災害全体に占める割合は46.4%を占めています。

図6 事故の型別 月別



7 図 事故の型別割合

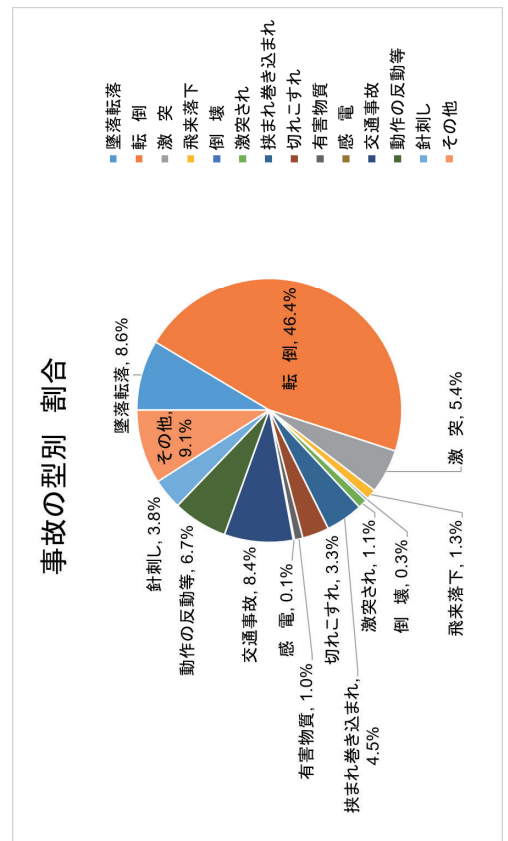
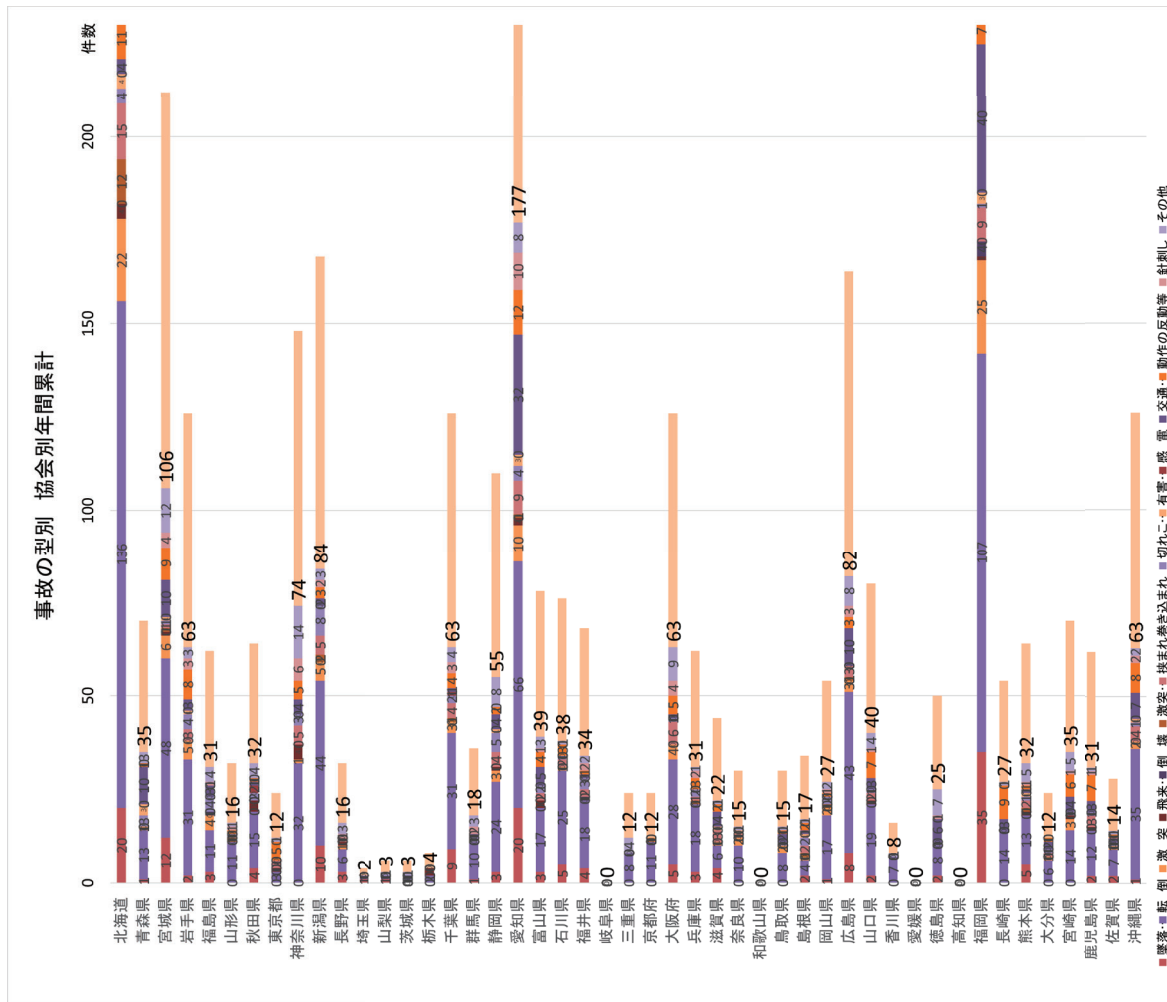


図8 事故の型別 協会別年間累計

|      | 墜落<br>駐落 | 転<br>倒 | 激<br>突 | 飛来<br>落下 | 倒<br>壊 | 激突<br>され | 挟まれ<br>巻き込<br>まれ | 切れた<br>すれ | 有害<br>物質 | 感<br>電 | 交通<br>事故 | 動作の<br>反動等 | 計測し<br>その他 | 合計   |      |      |
|------|----------|--------|--------|----------|--------|----------|------------------|-----------|----------|--------|----------|------------|------------|------|------|------|
|      |          |        |        |          |        |          |                  |           |          |        |          |            |            |      |      |      |
| 北海道  | 20       | 136    | 22     | 4        | 0      | 0        | 12               | 15        | 4        | 4      | 0        | 4          | 11         | 9    | 15   | 256  |
| 青森県  | 1        | 13     | 1      | 0        | 0      | 0        | 0                | 3         | 3        | 3      | 0        | 10         | 1          | 0    | 3    | 35   |
| 宮城県  | 12       | 48     | 6      | 1        | 0      | 1        | 1                | 1         | 1        | 1      | 0        | 10         | 9          | 4    | 12   | 106  |
| 岩手県  | 2        | 31     | 5      | 0        | 0      | 0        | 3                | 4         | 1        | 0      | 3        | 8          | 3          | 3    | 63   | 3    |
| 福島県  | 3        | 11     | 4      | 0        | 1      | 0        | 0                | 4         | 0        | 0      | 3        | 0          | 1          | 4    | 31   | 3    |
| 山形県  | 0        | 11     | 0      | 0        | 0      | 1        | 0                | 1         | 0        | 0      | 0        | 0          | 1          | 1    | 1    | 16   |
| 秋田県  | 4        | 15     | 0      | 3        | 0      | 0        | 0                | 2         | 0        | 2      | 1        | 1          | 0          | 4    | 4    | 32   |
| 東京都  | 0        | 3      | 0      | 1        | 0      | 0        | 2                | 0         | 0        | 0      | 0        | 5          | 0          | 1    | 12   | 12   |
| 神奈川県 | 0        | 32     | 1      | 4        | 0      | 0        | 5                | 3         | 0        | 0      | 4        | 5          | 6          | 14   | 74   | 74   |
| 新潟県  | 10       | 44     | 5      | 0        | 0      | 2        | 5                | 8         | 0        | 0      | 2        | 3          | 2          | 3    | 84   | 84   |
| 長野県  | 3        | 6      | 1      | 1        | 0      | 0        | 1                | 0         | 0        | 0      | 0        | 0          | 1          | 3    | 16   | 16   |
| 埼玉県  | 1        | 1      | 0      | 0        | 0      | 0        | 0                | 0         | 0        | 0      | 0        | 0          | 0          | 0    | 2    | 2    |
| 山梨県  | 1        | 1      | 0      | 0        | 0      | 0        | 0                | 0         | 1        | 0      | 0        | 0          | 0          | 1    | 3    | 3    |
| 茨城県  | 0        | 0      | 0      | 0        | 0      | 0        | 0                | 1         | 0        | 0      | 1        | 0          | 0          | 1    | 3    | 3    |
| 栃木県  | 0        | 2      | 0      | 2        | 0      | 0        | 0                | 0         | 0        | 0      | 0        | 0          | 0          | 0    | 4    | 4    |
| 千葉県  | 9        | 31     | 3      | 0        | 0      | 1        | 4                | 2         | 0        | 1      | 1        | 4          | 3          | 4    | 63   | 63   |
| 群馬県  | 1        | 10     | 0      | 0        | 0      | 0        | 0                | 1         | 0        | 0      | 1        | 0          | 2          | 3    | 18   | 18   |
| 静岡県  | 3        | 24     | 3      | 1        | 0      | 0        | 4                | 5         | 1        | 0      | 4        | 2          | 0          | 8    | 55   | 55   |
| 愛知県  | 20       | 66     | 10     | 2        | 0      | 1        | 9                | 4         | 3        | 0      | 32       | 12         | 10         | 8    | 177  | 177  |
| 富山県  | 3        | 17     | 0      | 2        | 0      | 0        | 2                | 2         | 0        | 0      | 5        | 4          | 1          | 3    | 39   | 39   |
| 石川県  | 5        | 25     | 1      | 0        | 0      | 0        | 2                | 1         | 0        | 0      | 0        | 3          | 0          | 1    | 38   | 38   |
| 福井県  | 4        | 18     | 0      | 0        | 1      | 0        | 2                | 3         | 0        | 0      | 1        | 1          | 2          | 2    | 34   | 34   |
| 岐阜県  | 0        | 0      | 0      | 0        | 0      | 0        | 0                | 0         | 0        | 0      | 0        | 0          | 0          | 0    | 0    | 0    |
| 三重県  | 0        | 8      | 0      | 0        | 0      | 0        | 0                | 0         | 0        | 0      | 0        | 0          | 0          | 4    | 12   | 12   |
| 京都府  | 0        | 11     | 0      | 0        | 0      | 0        | 0                | 0         | 0        | 0      | 0        | 1          | 0          | 0    | 12   | 12   |
| 大阪府  | 5        | 28     | 4      | 0        | 0      | 0        | 6                | 1         | 0        | 0      | 1        | 5          | 4          | 9    | 63   | 63   |
| 兵庫県  | 3        | 18     | 0      | 0        | 0      | 1        | 1                | 2         | 0        | 0      | 0        | 3          | 2          | 1    | 31   | 31   |
| 滋賀県  | 4        | 6      | 1      | 0        | 0      | 0        | 3                | 0         | 1        | 0      | 4        | 2          | 0          | 1    | 22   | 22   |
| 奈良県  | 0        | 10     | 2      | 0        | 0      | 0        | 1                | 0         | 1        | 0      | 0        | 0          | 0          | 1    | 15   | 15   |
| 和歌山県 | 0        | 0      | 0      | 0        | 0      | 0        | 0                | 0         | 0        | 0      | 0        | 0          | 0          | 0    | 0    | 0    |
| 鳥取県  | 0        | 8      | 2      | 0        | 0      | 0        | 0                | 1         | 0        | 0      | 2        | 1          | 0          | 1    | 15   | 15   |
| 島根県  | 2        | 4      | 1      | 0        | 0      | 1        | 2                | 2         | 1        | 0      | 1        | 2          | 0          | 1    | 17   | 17   |
| 岡山県  | 1        | 17     | 2      | 0        | 0      | 1        | 0                | 2         | 0        | 0      | 0        | 1          | 1          | 2    | 27   | 27   |
| 広島県  | 8        | 43     | 3      | 0        | 0      | 1        | 3                | 0         | 0        | 0      | 10       | 3          | 3          | 8    | 82   | 82   |
| 山口県  | 2        | 19     | 0      | 1        | 0      | 0        | 2                | 1         | 0        | 0      | 3        | 7          | 1          | 4    | 40   | 40   |
| 香川県  | 0        | 7      | 0      | 0        | 0      | 0        | 0                | 0         | 0        | 0      | 0        | 0          | 0          | 1    | 8    | 8    |
| 愛媛県  | 0        | 0      | 0      | 0        | 0      | 0        | 0                | 0         | 0        | 0      | 0        | 0          | 0          | 0    | 0    | 0    |
| 徳島県  | 2        | 8      | 0      | 0        | 0      | 0        | 0                | 1         | 0        | 0      | 6        | 0          | 1          | 7    | 25   | 25   |
| 高知県  | 0        | 0      | 0      | 0        | 0      | 0        | 0                | 0         | 0        | 0      | 0        | 0          | 0          | 0    | 0    | 0    |
| 福岡県  | 35       | 107    | 25     | 1        | 4      | 0        | 9                | 1         | 3        | 0      | 40       | 7          | 14         | 35   | 281  | 281  |
| 長崎県  | 0        | 14     | 0      | 0        | 0      | 0        | 0                | 0         | 0        | 0      | 3        | 9          | 0          | 1    | 27   | 27   |
| 熊本県  | 5        | 13     | 0      | 1        | 0      | 1        | 2                | 1         | 1        | 0      | 1        | 1          | 1          | 5    | 32   | 32   |
| 大分県  | 0        | 6      | 1      | 0        | 0      | 0        | 1                | 1         | 0        | 0      | 2        | 1          | 0          | 0    | 12   | 12   |
| 宮崎県  | 0        | 14     | 3      | 1        | 0      | 0        | 0                | 1         | 0        | 0      | 4        | 6          | 1          | 5    | 35   | 35   |
| 鹿児島県 | 2        | 12     | 0      | 1        | 0      | 0        | 3                | 1         | 0        | 0      | 3        | 7          | 1          | 1    | 31   | 31   |
| 佐賀県  | 2        | 7      | 1      | 0        | 0      | 0        | 0                | 1         | 0        | 0      | 1        | 1          | 0          | 1    | 14   | 14   |
| 沖縄県  | 1        | 35     | 2      | 0        | 0      | 0        | 4                | 1         | 1        | 1      | 7        | 8          | 2          | 2    | 63   | 63   |
| 計    | 174      | 940    | 109    | 26       | 6      | 23       | 92               | 66        | 21       | 3      | 170      | 135        | 76         | 184  | 2025 | 2025 |
| 平均   | 3.7      | 20.0   | 2.3    | 0.6      | 0.1    | 0.5      | 2.0              | 1.4       | 0.4      | 0.1    | 3.6      | 2.9        | 1.6        | 3.9  | 43.1 | 43.1 |
| 合 合  | 8.8%     | 46.4%  | 5.4%   | 1.3%     | 0.3%   | 1.1%     | 4.5%             | 3.3%      | 1.0%     | 0.1%   | 8.4%     | 6.7%       | 3.8%       | 9.1% | 100% | 100% |

図9

事故の型別 協会別年間累計



### 3 全協労働災害発生システム ～年齢階級別死傷者数～

図9 年齢階級別死傷者数 月別  
図10 年齢階級別死傷者数 割合  
図11 年齢階級別死傷者数 協会別年間累計

…13  
…13  
…14

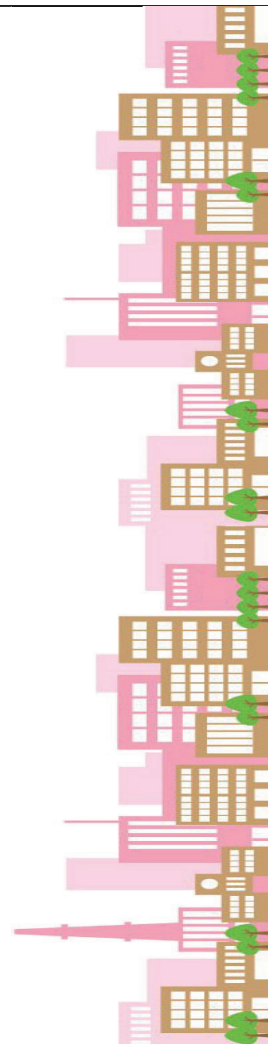


図9、図10、図11は、年齢階級別死傷者数です。60歳以上で労働災害全体の半数を占めていることがわかります。これは、従事者の年齢別の割合とも比例しています。

図10 年齢階級別死傷者数 月別

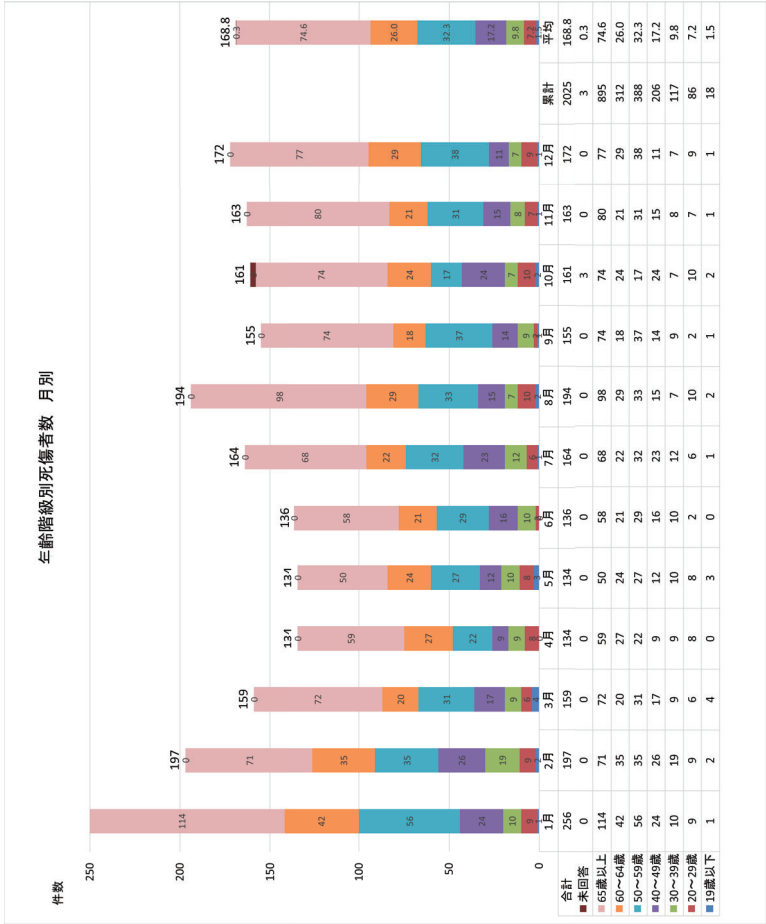


図11 年齢階級別死傷者数 割合

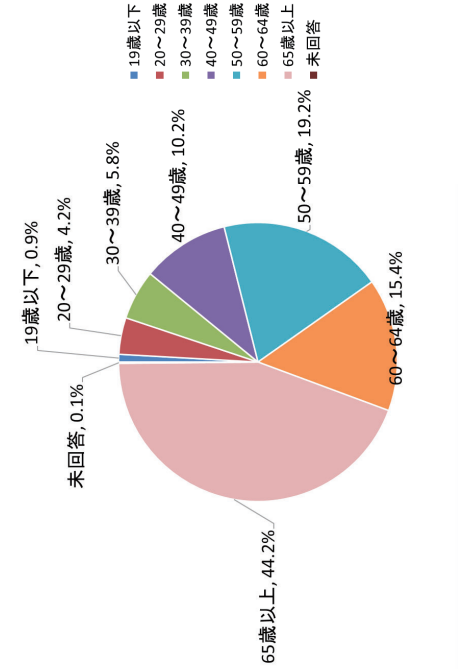
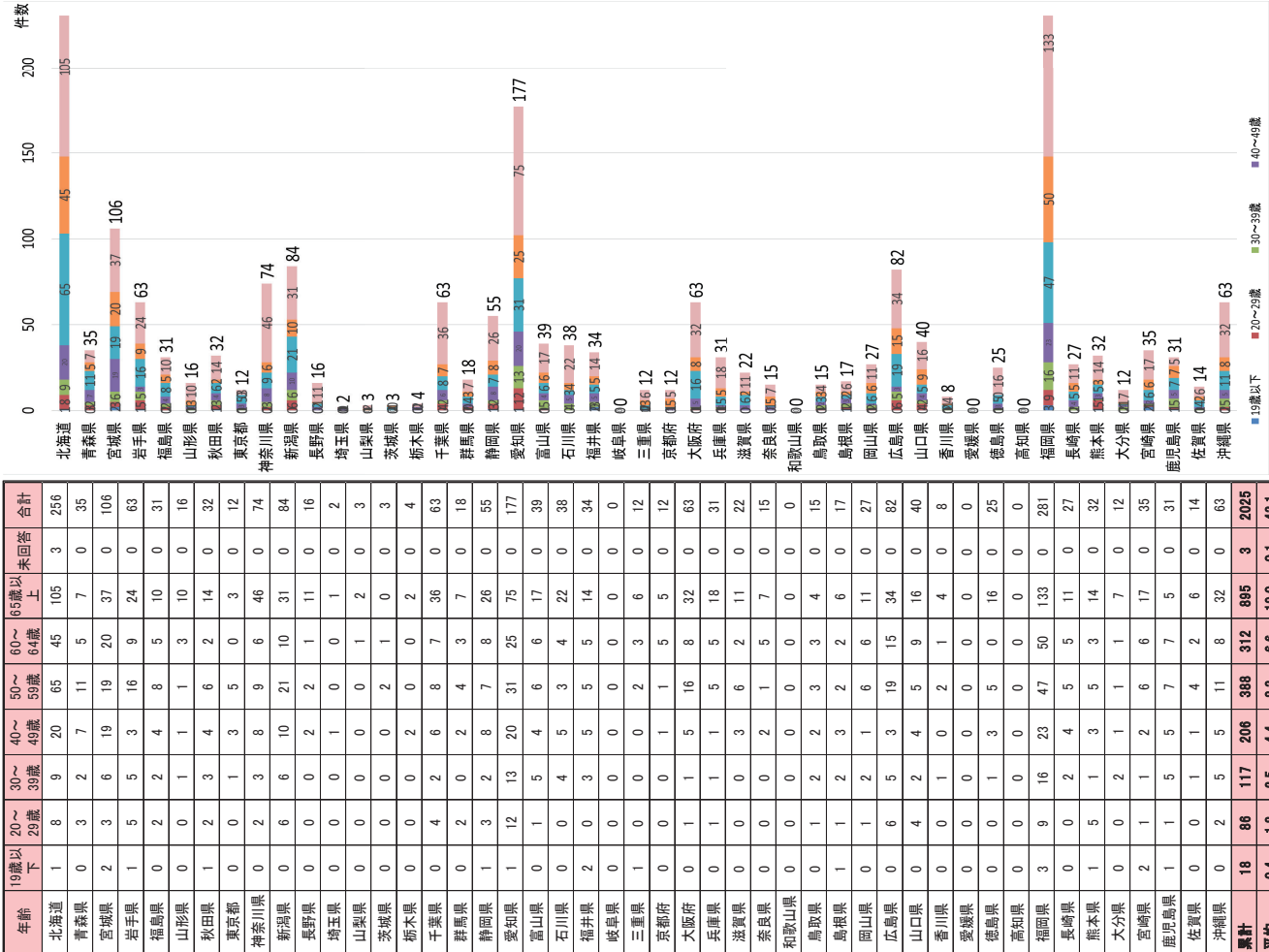


図11 年齢階級別死傷者数 協会別年間累計



4

全協労働災害発生システム  
～発生時間帯別発生件数～

図12 発生時間帯別発生件数 月別

図13 発生時間帯別発生件数 割合

図14 発生時間帯別発生件数 協会別年間累計

…16

…16

…17

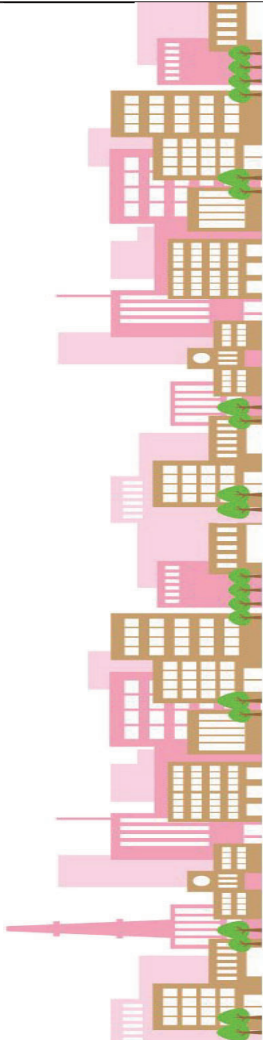


図12、図13、図14は、発生時間帯別発生件数です。半数以上が午前中に発生し、月別、協会別でもほぼ同様で、最も多い時間帯は「～9時」、「～11時」でそれぞれ20%以上となっています。

図 1 2 発生時間帯別発生件数 月別

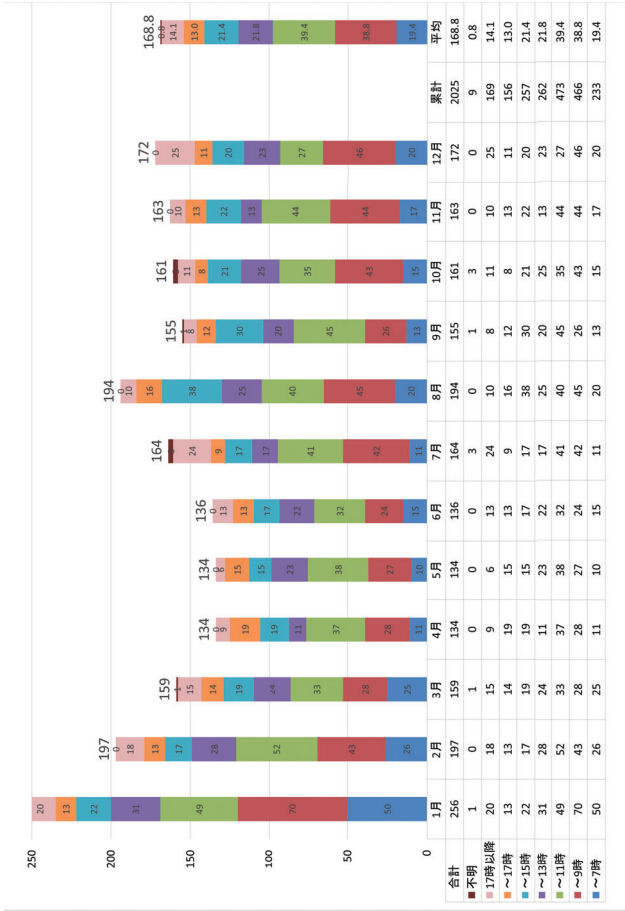


図 1 3 発生時間帯別発生件数 割合

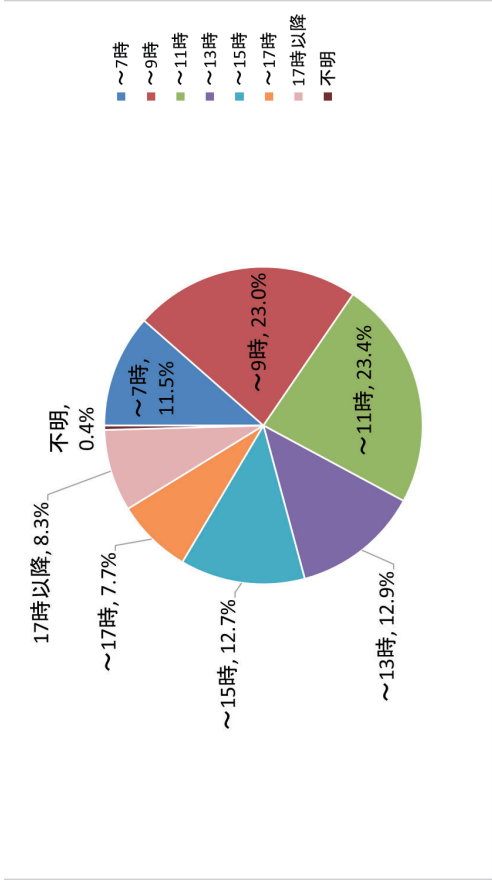
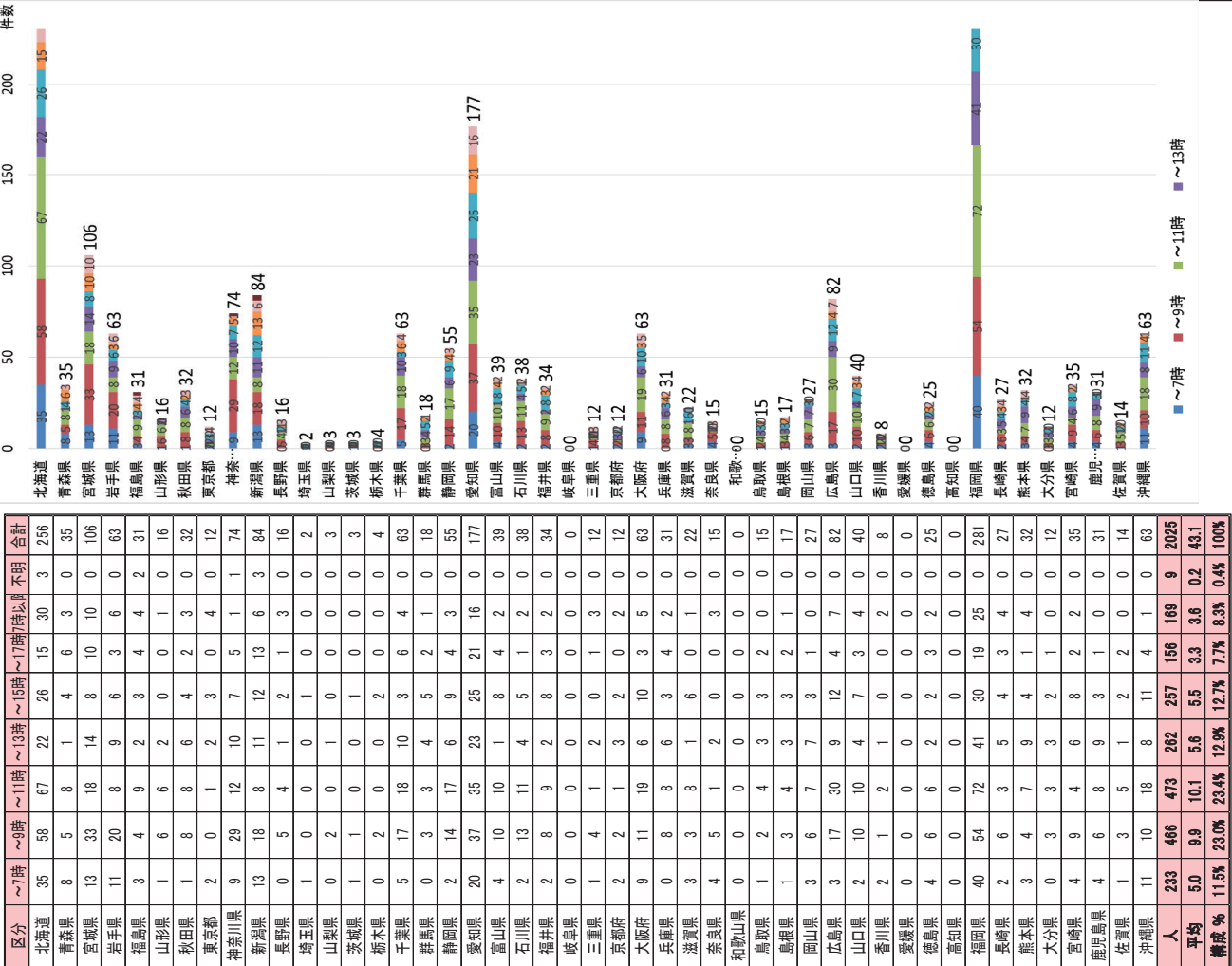


図 1 4 発生時間帯別発生件数 協会別年間累計



## 5 全協労働災害発生システム ～休業日数～

図15 休業日数 月別  
図16 休業日数 割合  
図17 休業日数 協会別年間累計



図15、図16、図17は、休業日数です。多いのは「休業なし」の37.5%ですが、休業31日以上が20%を超える割合となっている状況です。

図 1 5 休業日数 月別

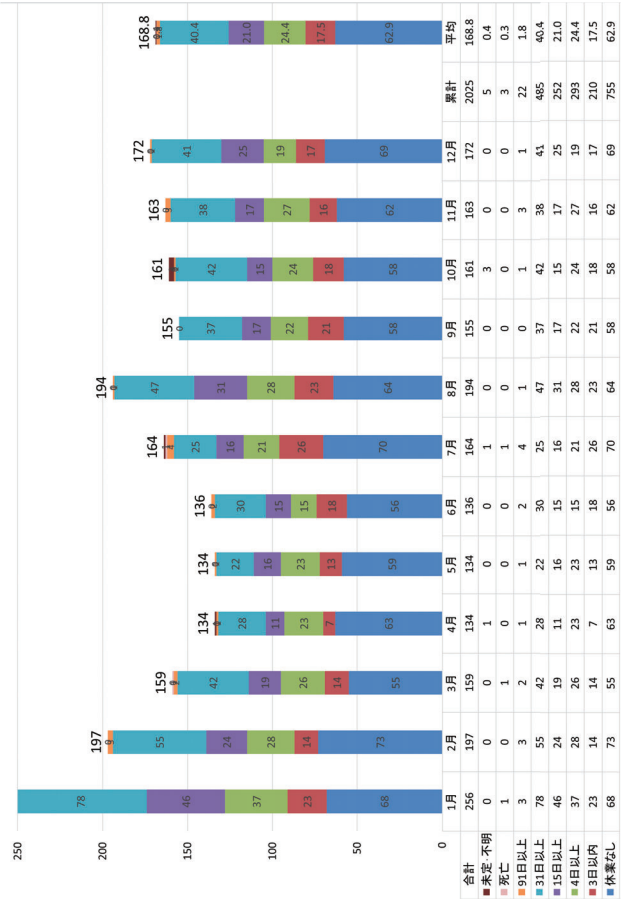


図 1 6 休業日数 割合

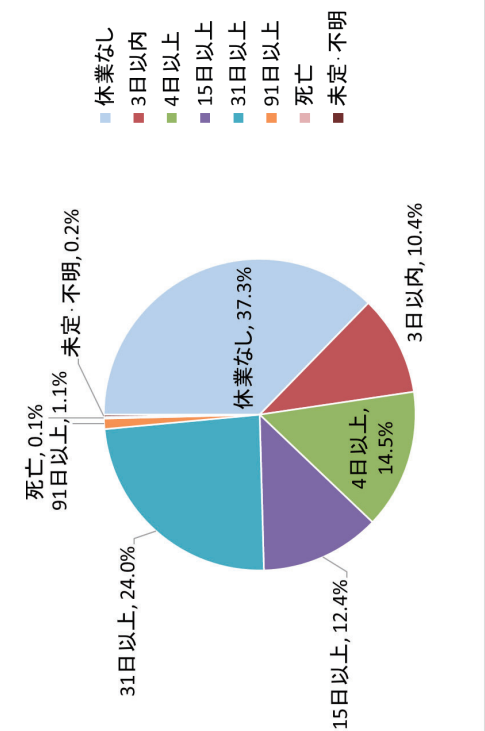
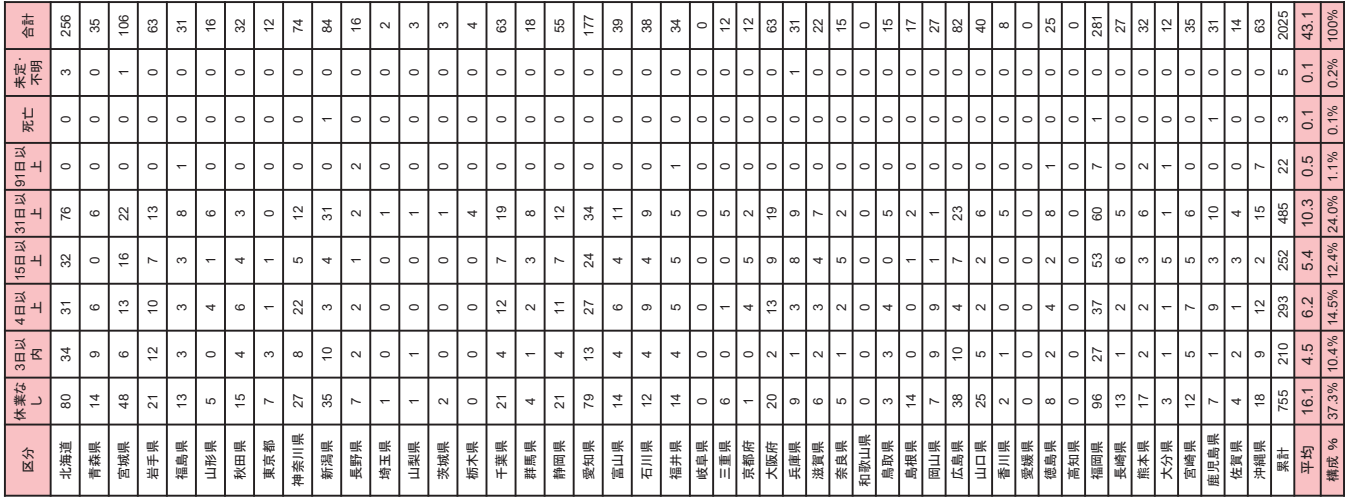


図 1 7 休業日数 協会別



# 別紙

## 2021年 重篤災害

- 図1 厚生労働省公表労災件数（休業4日以上）・・・4
- 図2 全協労災システム報告件数 推移・・・4
- 図3 報告書回収・労災発生状況・・・5
- 図4 協会別＜年間＞会員数・報告書回収数・労災発生件数・・・6
- 図5 協会別＜月間＞報告書回収率・労災発生率・・・7

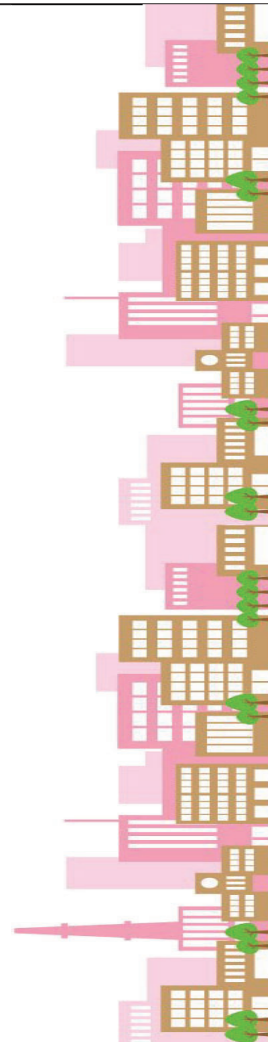


図1 (2016年～2021年) 重篤災害推移

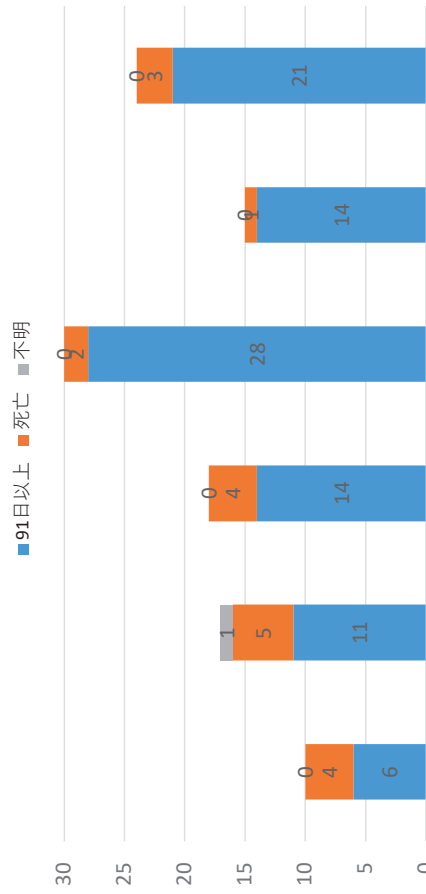
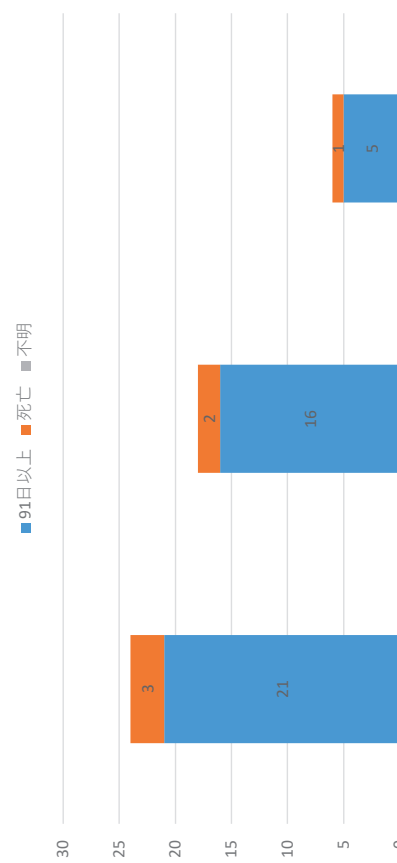


図2 2021年重篤災害件数（内訳）



| 2021  | 重篤災害件数 | (内業務災害) | (内通勤災害) |
|-------|--------|---------|---------|
| 91日以上 | 21     | 16      | 5       |
| 死亡    | 3      | 2       | 1       |
| 不明    | 0      | 0       | 0       |
| 計     | 24     | 18      | 6       |

図3 2021年重篤災害件数（型別発生件数）

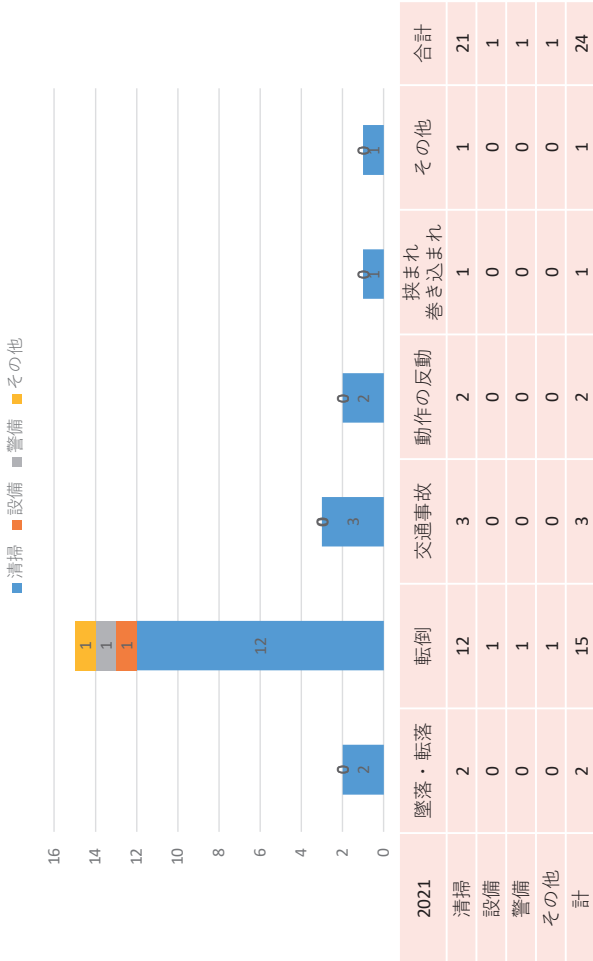


図4 2021年重篤災害件数（月別発生件数）

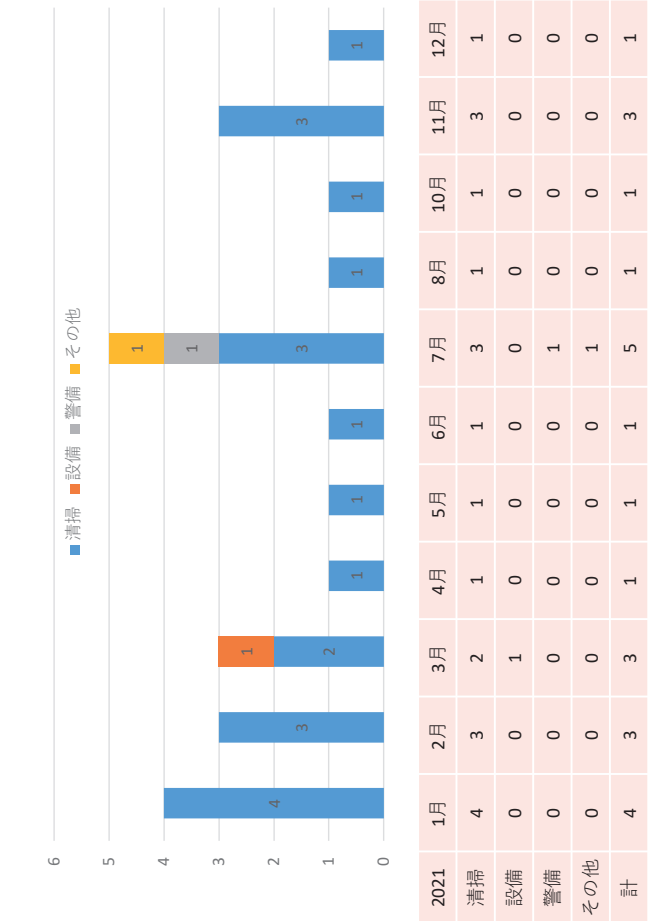


図5 2021年重篤災害件数（時間別発生件数）

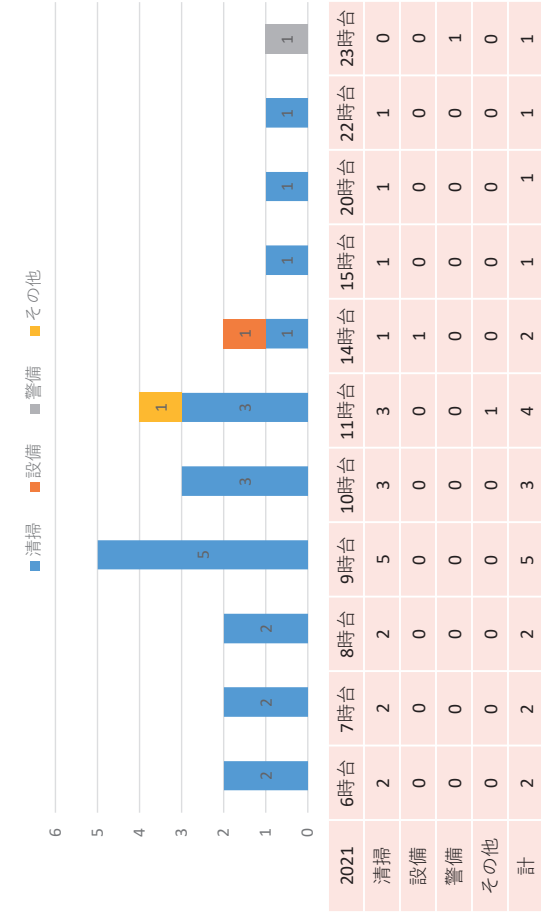


図6 2021年重篤災害件数（年齢別発生件数）

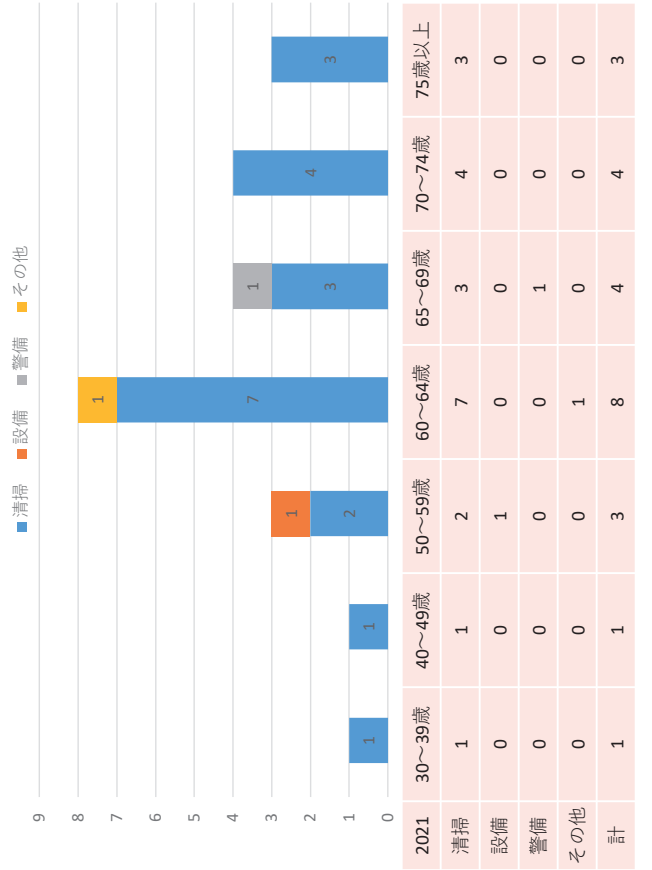
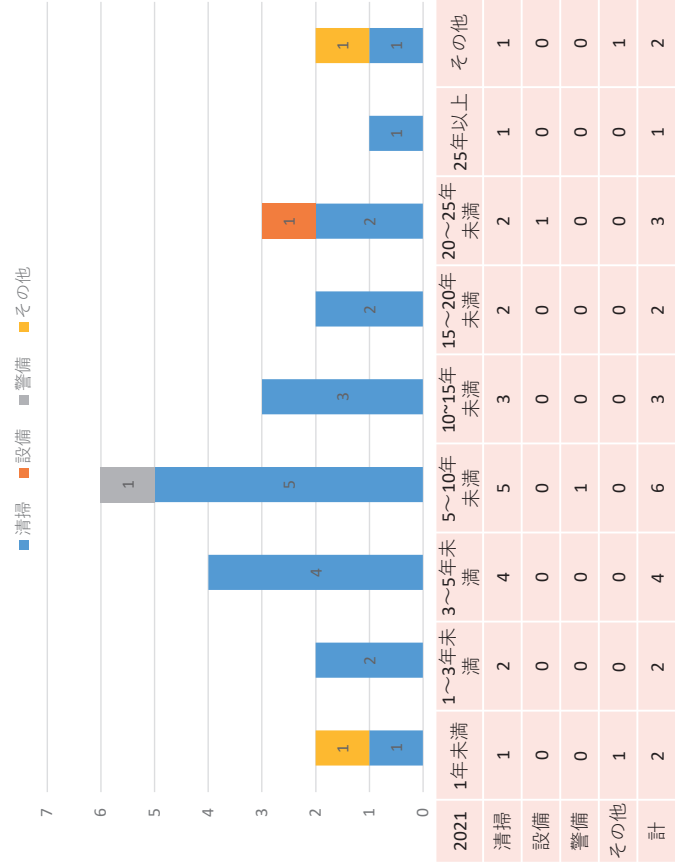


図 7 2021年重篤災害件数（経験年数別発生件数）



# 令和3年 労働災害発生状況

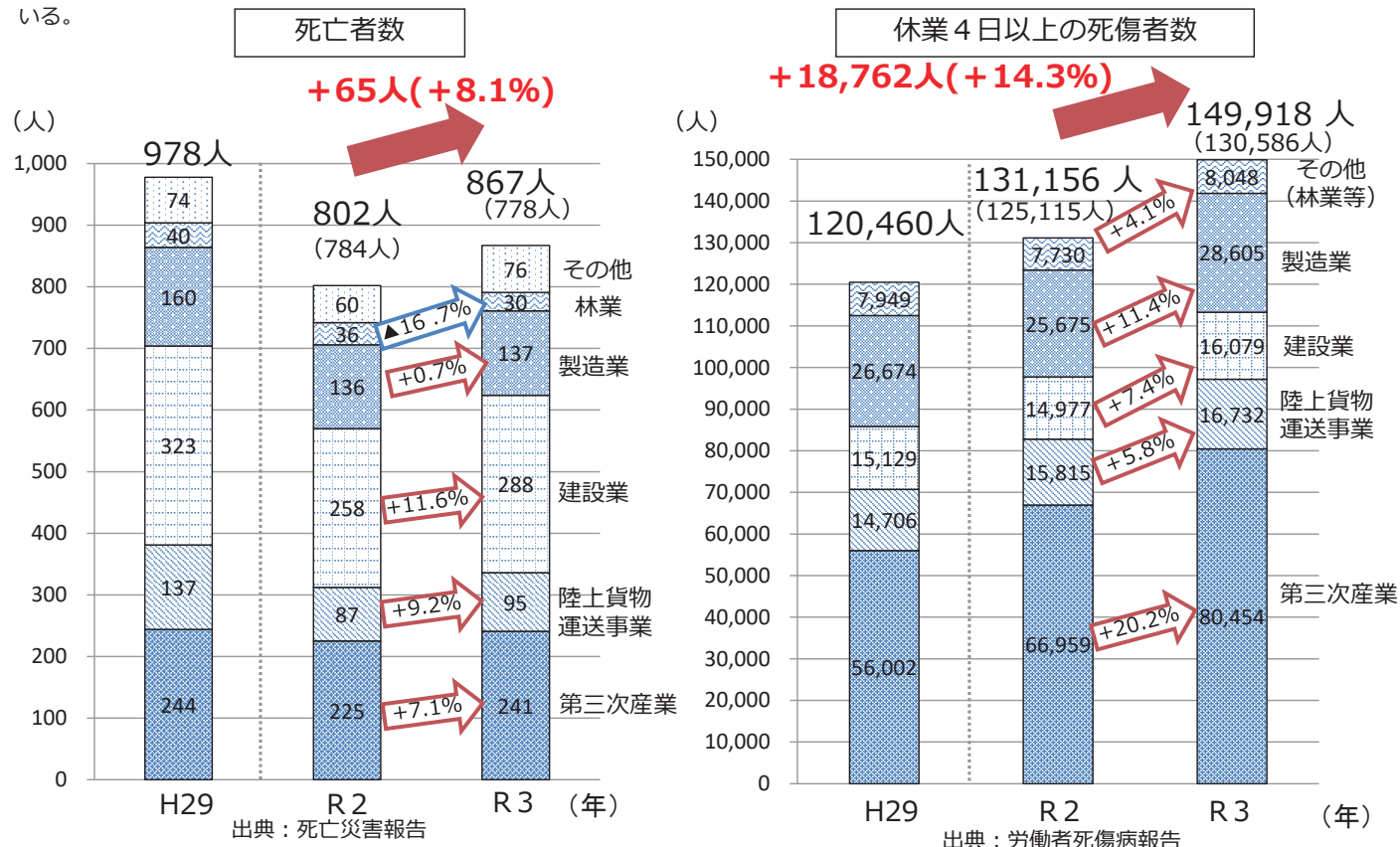
令和4年5月30日

厚生労働省労働基準局

安全衛生部安全課

## 令和3年 業種別労働災害発生状況（確定値）

- 令和3年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和4年4月7日までに報告があったものを集計したもの
- 第13次労働災害防止計画において、平成29年と比較して令和4年までに死亡者数は15%以上の減少、死傷者数は5%以上の減少を掲げている。

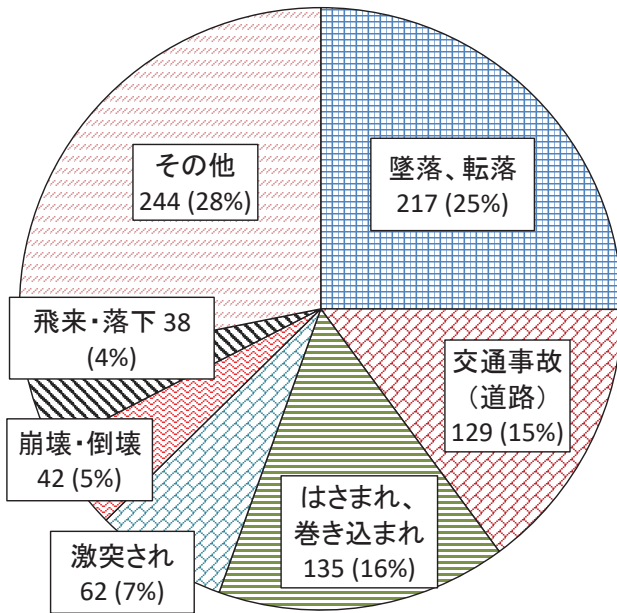


※ ( ) 内は新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。  
 新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害発生状況は以下のとおり。  
 (死亡者数) 令和3年 89人、令和2年 18人、(休業4日以上死傷者数) 令和3年 19,332人、令和2年 6,041人

# 令和3年 事故の型別労働災害発生状況（確定値）

## 死亡者数

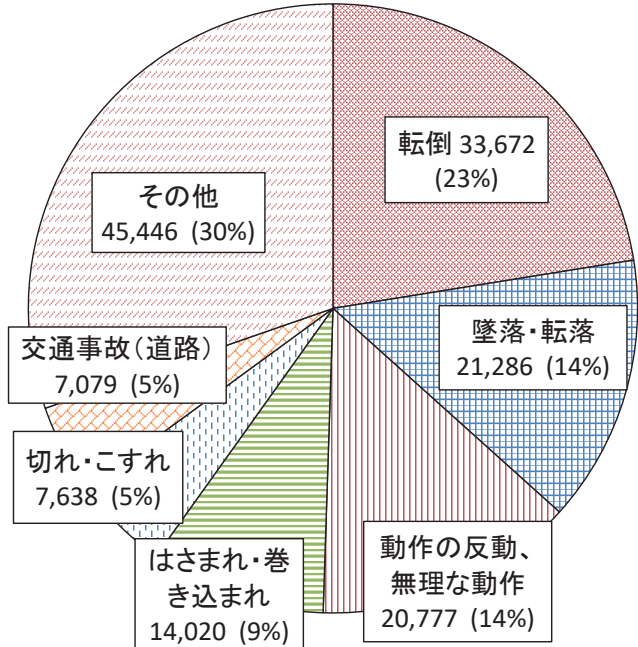
867人(前年比+ 8.1%)



出典：死亡災害報告

## 休業4日以上之死傷者数

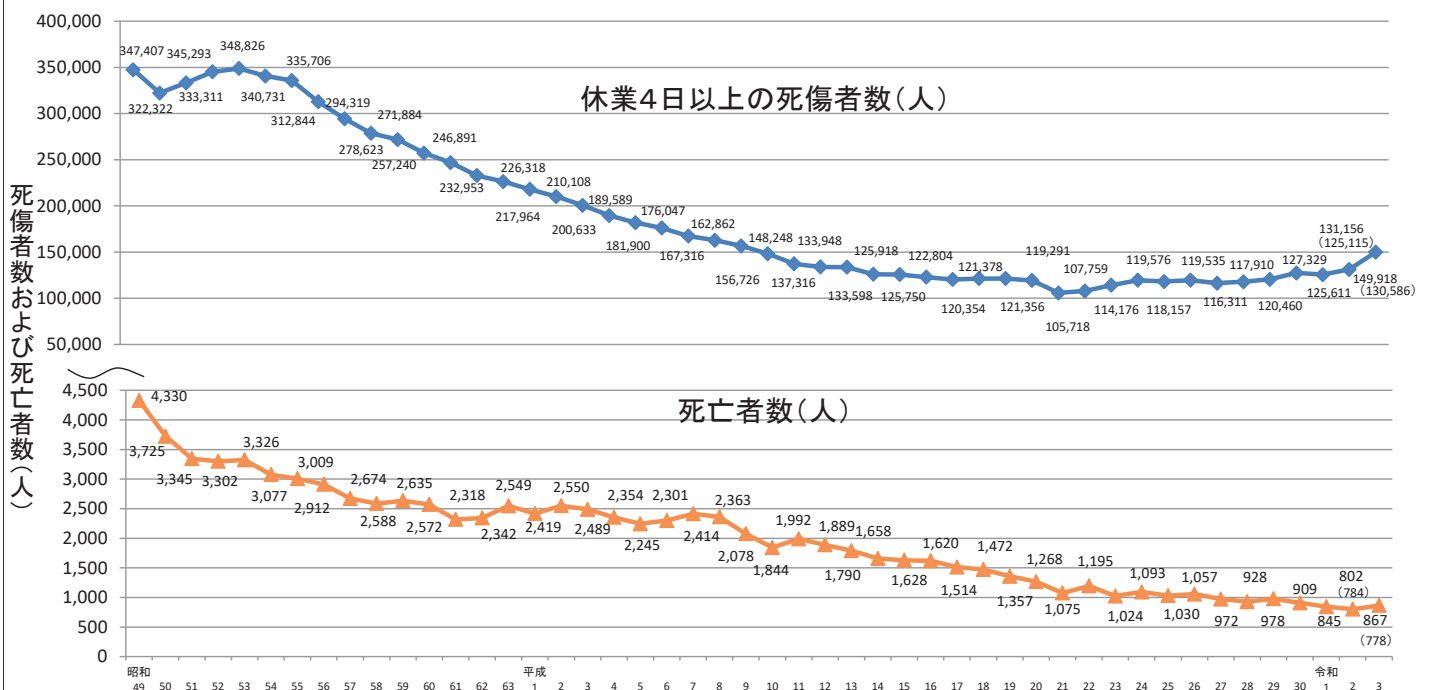
149,918人(前年比+ 14.3%)



出典：労働者死傷病報告

## 労働災害による死亡者数、死傷者数の推移

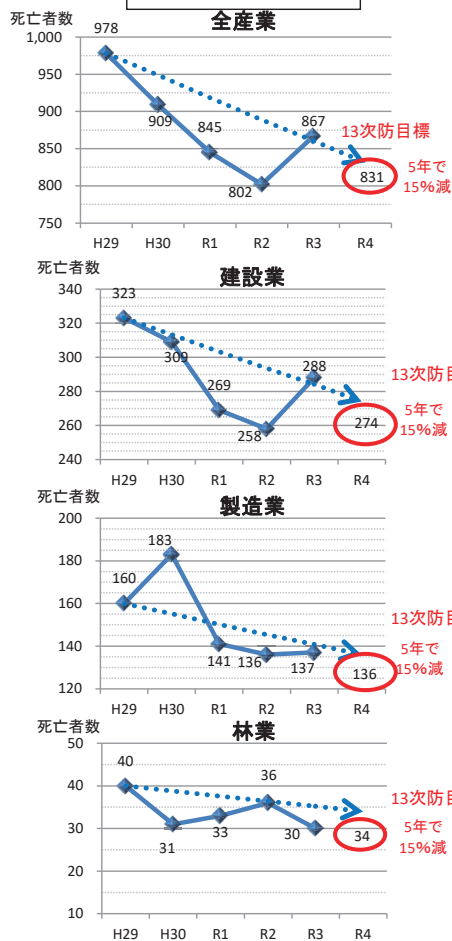
- 死亡者数、休業4日以上之死傷者数ともに、長期的には減少傾向にある。
- 死亡者数は、平成29年以降減少傾向にあったものの、増加に転じた。
- 休業4日以上之死傷者数は、近年、増加傾向にあり、平成10年以降で過去最多となった。



出典：平成23年までは、労災保険給付データ(労災非適用事業を含む)、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成  
平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成  
※( )内は新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの。

# 第13次労働災害防止計画の進捗状況(令和3年確定値)

死亡者数



休業4日以上の死傷者数

